

# 取手市みんなでいじめをなくすための条例（案） パブリックコメントに提出された意見と市の考え方

※ご意見は、条項ごとに分割し、誤字、脱字を含め、原文のまま掲載しています。  
 ※ご意見に個人情報が含まれるものは◆印、判読できないものは□印で掲載しています。  
 ※市の考え方については、意見反映後の条例案をご参照ください。

番号	条項	ご意見	ご意見に対する市の考え方	結果
1	条例名	仮称 取手市いじめ防止対策推進条例 又は 取手市子どものいじめ防止に関する条例	いじめをなくすためには市、教育委員会、学校のみならず各種団体や自治会等の協力を得ながら社会全体みんなで行き届くことが求められると考え、この条例名としました。わかりやすい条例名、イメージや方向性をソフトに示すため、漢字が少なく、国の「いじめ防止対策推進法」をなぞっていない条例名としました。	D
2	条例名	いじめが「あったら」いうこと、これが「いじめの発見」を遅らせるのではないかと。いじめは「だめ」なのは絶対条件なのですが、いじめが「あったら」として論調がスタートしている。いじめは「必ずあるものだ」という前提に立った上で、いじめの件数を洗い出し、解決をしたことを成果とした方がいいと思う。よって「いじめをなくすための条例」ではなく、いじめを防止、停止するための条例とした方がいいのではないかと。	前文にもあるとおり、いじめは常に起こりうるものであるという現実を見つめながら、いじめの未然防止、早期発見、対処というそれぞれの施策が、どれも欠くことのできない要素であると考えています。ご意見の中にあります「いじめの防止・停止」という要素も、言葉は違っても同様に重要なものであると考えています。	D
3	前文	条例案拝見しました。とても大切な取り組みと思います。しかし、案について少々修正したほうが良いのではないかと感じましたので、以下のとおり提案させていただきます。ご検討のほどよろしくお願いたします。 (1) 前文 「ここに、私たちは～」の私達を明確に示すはかがいでしょう。 (提案) →「ここに、私たち、市、教育委員会、市立学校、保護者、市民及び事業者は～」	「みんなで」いじめをなくしていくとの決意であり、「私たち」を限定することなく進めていきたいと考えています。	B
4	前文	前文 すべての子どもは、かけがえのない存在であり、その命と心が守られなければなりません。いじめは、いじめを受けた子どもの心と身体を著しく傷つけ、重大な結果を生じかねない危険なもので、決して許されない行為です。 いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものと考え、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、取手市民全ての役割であり責務です。いじめは許さない、見逃さない文化と社会をつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。子どもの尊厳と保護者の人権を守る決意を表し、ここにいじめ防止の基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を示し、子どもをいじめから救うため、いじめを「やめる、とめる、許さない」の誓いを立て、その対策を推進するため、この条例を制定します。 ※意見 法第28条1項1号に該当する、いじめの発生を防止するための方策を、調査・研究するための委員会の目的とするが、いじめが起きた結果を待つような委員会の必要は断じてない。 いじめを受けた子ども・保護者の苦しみはバラ色の言葉では回復できるものではない。他人の不幸を自分の不幸にかさね合わせ考えてみませんか。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
5	前文	一人の民生委員児童委員として本条例案を一読し、以下のように条文を変更したかと考えました。検討のほど、よろしくお願いたします。文科省の「いじめ防止対策推進法」に沿ったいじめの対応療法に、責任を転嫁する条文を加えただけでは、問題からの逃避ととらえられかねません。「いじめ防止対策推進法では済まない」の認識から始まった条例制定のハズです。 今回の事件を教訓とした「いじめ」の発生要因、背景を考慮した取手市発の「前を向いた」条例にしなければ、条例制定の趣旨が失われます。日本国憲法と児童憲章に記される「基本的人権の尊重」を考慮し、多様な意見、多様な生き様をおもいやれる文言を入れるべきと考えます。「いじめ」「自殺」の背景は、「人は一人では生きられない」現実の中、「自分の立ち位置が無い」と感じさせる現状によるものではないかと。文言の挿入 前文四行目 取手市は、これまでの深い反省の上に立ち、いじめは基本的人権の侵害であることを銘記し、いじめをなくすことを決意しました。いじめのないおもいやりのある社会の実現をめざすとともに、 前文九行目 ……の誓いを立て、いじめを起こさない心豊かなまちづくりをめざして、この条例を制定します。 (結果の対応だけでなく、問題を生み出さない土壌づくりをみんなで行ってゆく、そんなことを表現する、何か良い文章を考えてください) 2800万トンの食品が捨てられている飽食、浪費国家でありながら子供食堂が存在する現状(低成長・格差社会)の中にあって、いじめは避けられない問題かもしれません。しかし、子供たち一人ひとりの好奇心(自主性、創造性)を尊重し、意見を戦わせる環境を作ることで、思いやり(協調性)は培われてくるものと信じます。 展望は多様な個性の集合によって開かれ、ひとりで開くことはできません。このパブリックコメントに投稿できる人、する人も限られていることを自覚して『みんなで行き届くための条例』にしましょう。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
6	前文	条例案 前文 4行目「取手市は、これまでの深い反省のうえに立ち」とあるが、どんな深い反省なのか、具体的に記述すべきである。	教育委員会の不適切な対応によって、混乱を招き、市民の信頼を損なう事態になってしまったことを反省し、条例案を作成しました。	D
7	前文 4条	これまでの深い反省とはどんな反省か？ 教育委員会の中のあったいじめを隠ぺいしようとした行為は決して許されることではなく、著しく市民の信頼を裏切るものであったことを自覚しているのでしょうか？まずは、その体質を反省し、改善することが必要ではないでしょうか。教員に資質の向上を求める前に教育委員会及び、市の責任者である市長にこそ資質の向上を求めるべきだと思います。いじめを未然に防ぐこと、早期に発見することはもちろんですが、いじめが発覚した時に、学校も教育委員会も事実を決して隠ぺいせずに、みんなでその事実を共有し、解決にあたるという姿勢が大事だと思います。この姿勢を条文のどこかに盛り込んでほしいです。第4条か	教育委員会の不適切な対応によって、混乱を招き、市民の信頼を損なう事態になってしまいました。本市では、いじめの未然防止・早期発見・早期対処にむけての体制を整えるための施策について市のいじめ防止基本方針の中に示していきたいと考えています。	D
8	前文	前文「取手市は、これまでの深い反省のうえに立ち～」の文章ですが、現在も事件の調査中であるこの時期に、条例案として「反省した」とうたうことは、許されないと感じます。「自分にも何か出来たのでは」と今も苦しむ子どもたちにとっても、消えない形で事件の記憶を残すことになってしまいます。不要だと思います。	教育委員会の不適切な対応によって、混乱を招き、市民の信頼を損なう事態になってしまったことを反省し、条例案を作成しました。	D

9	1条	第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（————）を参酌し、子どもに対する————市、—、市立学校、—、保護者の責務、市民及び事業者の役割を————継続的に推進する基本となる事項を定め、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。	表現方法の違いはありますが、部分的には趣旨が含まれているところがあると考えます。含まれていない部分に関しましては、今後の参考にさせていただきたいと考えています。	C
10	1条	私たちの社会は、あるいは組織は、ことが起きた時、無意識に組織の防衛に走ります。多分、学校も、教育委員会も、取手市も、そして子供たちも、そのように反応し、対応したものと思われまます。 無意識のうちに起こるとは、考える前に反応してしまうことにあります。何故反応するのか、それは個々の人間が個人としてモノを考えることを、必ずしも「良し」とせず、考えるにしても組織として考えることを「是」とする文化があるからです。そこには 人間としての判断の入る余地はなく、個人の尊厳、基本的人権を守る意識は抜け落ちてしまいます。 子供社会のいじめは、大人社会の映し絵です。その視点から条例案を見ますと、この国の文化が、大人社会が抱える「同調圧力」という負の部分を省みる姿勢が見られません。このままでは、当面起きたことへの弥縫策に過ぎず、いじめ問題の本質に迫ることは不可能と思わざるを得ません。 私は、条例の根本に「人間の尊厳」「基本的人権」の尊重を掲げるべきかと思ひます。具体的には、第1章の総則にこの精神を盛り込み、基本理念にしっかりと書きこむことにあります。 私は、社会や組織の運営維持に協調性の必要を否定するものではありません。しかし、社会や組織は自覚し自立した個人によって成り立つものでなければ健全なものとはいへません。協調とは自立した個人の相互理解によって成り立たせるものの筈です。 いささか迂遠な意見に感じられるかも知れませんが、ことが教育現場でのことであり、関係する大人、社会全体のこととなれば、結果として近道になるかと思うものです。戦後70数年、人間の尊厳、基本的人権の尊重を確立できなかった現実を、自戒を込め、子どもたちに詫びる思いで記しました。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
11	2条 17条	全国的に心の荒廃を感じる昨今、教育現場にもプロの手を借りなければ解決が難しいことも多くなっています。定義（第2条）に「関係機関（児童福祉、児童心理、専門教育機関、人権擁護、警察、医療など）」を加えてほしいです。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。また、その中には、御意見にありました専門家の皆様方も含まれるものと考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として設けていません。	D
12	2条 17条	第2条の定義の中に（7）として関係機関（児童福祉、児童心理、専門教育機関、人権擁護、警察、医療など）を加えてほしい。この条例の中で関係機関という文言が入っていますが、具体的に出てくる関係機関が「警察」だけですので、定義の中で、明文化されるべきだと考えます。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。また、その中には、御意見にありました専門家の皆様方も含まれるものと考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として設けていません。	D
13	2条	2条 教育委員会の定義を付加すべき 教員は県からの派遣であることから教育委員会は県教育委員会も扱いをするべきだ。国の監査（文部科学省）を付加すべきだ。	条例案は、本市の市立学校におけるいじめ防止に関する条例であるため、教育委員会とは市教育委員会となります。国の「いじめ防止対策推進法」第5条で「国の責務」として定義されています。	D
14	2条	第2条に記された事業者とは具体的にどのような方なのでしょう。市内に於いて事業活動を行う個人、団体とありますが、店主や企業主のことでしょうか。市民ボランティアの力も借りるという事でしょうか。理解力が足りない者の為にもう少し具体的をお願いします。	事業者とは、事業活動を行う個人商店、企業、ボランティア団体等をいい、店主や企業主も含まれます。必要に応じ、広く協力を得るため、具体的な記載はしていません。	D
15	2条	（定義）第2条の（7）として関係機関（児童福祉、児童心理、専門教育機関、人権擁護、警察、医療等）を加えてほしい。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。また、その中には、御意見にありました専門家の皆様方も含まれるものと考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として設けていません。	D
16	2条	関係機関というのがありますが、警察の他にどのようなものがあるか具体的にわかるように明記してほしい。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に	D

			明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として設けていません。	
17	2条	第2条の(7)の中に関係機関という文言が入っていますが、具体的には「警察」のみ記されています。関係機関として、「児童福祉、児童心理、人権保護、専門教育機関、医療、警察」と、明文化すべきだと考えます。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として設けていません。	D
18	2条 24条	文言の削除 本条例案に記載される市立学校をすべて学校に書き改める (条例は取手市に居住、通学するすべての児童を対象とするものであり、「治外法権」の存在はあり得ないと思います) 第8章 補則 第24条全文を削除する (条例は取手市に居住、通学するすべての児童を対象として「治外法権」の存在はあり得ないと思います)	条例案は、本市の市立学校におけるいじめ防止に関する条例であるため、市立学校のみを定義しています。	D
19	2条	私立の除外はおかしい。取手市としての取り組みである場合、私立を免除することは、おかしい。組織が違う、指示系統が違う、ではなく、「取手市」として毅然とした態度で臨むことが他市町村との差別化につながると思う。	条例案は、本市の市立学校におけるいじめ防止に関する条例であるため、市立学校のみを定義しています。	D
20	2条	条例の対象者 条例の対象者(子ども)を市立小中学校の児童生徒に限定しているが、市内には私立の小中学校もある。「取手市みんなでいじめをなくすための条例」と謳うなら、私立学校の児童生徒も含むべきであろう。	条例案は、本市の市立学校におけるいじめ防止に関する条例であるため、市立学校のみを定義しています。	D
21	2条	小中学生だけを対象とするのではなく、高校生や有職少年まで含むものとするべきではないか。部活動をとにした高校生や、有職少年などとの接触から中学生等がいじめられるケースなどもあるかと思われる。中高の教職員、青少年相談員、民生委員等との連携などが必要だと思う。	条例案は、本市の市立学校におけるいじめ防止に関する条例であるため、市立学校のみを定義しています。	D
22	2条	第11条(2)にある「関係機関」の中に、これらの組織が入っているかとも思うが、条文の中に位置づける必要がありはしないか。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として設けていません。	D
23	2条	第2条第2号 前文に「すべての子どもは、かけがえのない存在であり」と規定されています。市民である子どもも当然対象にするべきと思われます。市立の小中学校に在籍する児童及び生徒だけに限定するのではなく、私立又は他市等の学校に在籍する児童又は生徒も含むものと思われます。市立学校に在籍する子ども以外にも適用させる条項もあるものと思われます。 学校については、高等学校及び幼稚部を除く特別支援学校も対象とするべきと思われます。	条例案は、本市の市立学校におけるいじめ防止に関する条例であるため、市立学校のみを定義しています。	D
24	2条	第2条 (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。	事業活動には文化、スポーツ等の活動団体も含まれています。	B
25	2条	(7) 関係機関 警察、児童相談所、地方法務局、子ども家庭相談センター、その他子どものいじめ問題に関係する機関及び団体をいう。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として設けていません。	D
26	2条	P2(定義)に 関係機関、団体も追加してほしい。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として	D

			設けていません。	
27	2条	各所に「関係機関」と出てきますが、具体的な名称が入った方がわかりやすいです。法：第14条1項にも「児童相談所、法務局、警察、その他の関係機関」とあります。児童相談所、法務局、警察は当然ですが、各分野の専門家も入れるようご検討ください。	関係機関につきましては、条文に定義として盛り込むかどうか検討しました。警察、児童相談所など直接子どもに関わる機関なので「重大事態などの対応において関係機関と連携して」との文言は国の「いじめ防止対策推進法」第14条1項に明記されています。定義として限定するのではなく、一般的な意味として「関係する機関」を幅広く捉える必要はあると考えています。幅広い方々に関わっていただきながら、問題・対策に対応していくという趣旨で、定義として設けていません。	D
28	3条	いじめ問題についての基本理念の作成。それへの市民の賛同。	条例案第3条において、いじめをなくするための基本理念を規定しています。また、条例案を3月の市議会定例会に回る予定です。	B
29	3条	第3条 いじめは決して許されない行為であると認識し、すべての子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、市、市立学校及び保護者は子ども一人一人の尊厳を大切に、尊重しあう社会実現のため、いじめの防止に取り組まなければならない。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
30	3条	2 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であると認識し、市、市立学校、保護者、市民及び事業者はそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、市全体——	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
31	4条	全てにおいて具体的な文面が不足していますネ。第4条の教育委員会として「連携」とか「高揚を図る」とか「必要に応じて」とかにもっと具体的な内容をその項目に盛り込むか第8章の補則で表明してはどうか。*下部組織の情報がなかったからとか、知らなかったのではなくトップ組織から積極的に攻めてほしい。	具体的な施策につきましては、今後作成する市いじめ防止基本方針の中で示していく予定です。	C
32	4条	(市の責務) 第4条 市は、基本理念——対策を講じ必要な体制を整備しなければならない。	市立学校の設置者である「取手市」として市と教育委員会が共同で市立学校のいじめの防止等のための対策を行うこととし、併記しています。	D
33	4条	2 市は、——子どもをいじめから守るための緊密な連携を図らなければならない。	市立学校の設置者である「取手市」として市と教育委員会が共同で市立学校のいじめの防止等のための対策を行うこととし、併記しています。	D
34	4条	3 市は、誰もがいじめを許さない意識を高め、いじめ防止に関する必要な啓発を行わなければならない。	市立学校の設置者である「取手市」として市と教育委員会が共同で市立学校のいじめの防止等のための対策を行うこととし、併記しています。	D
35	4条 12条	条例案を読ませて頂きました。教育委員会とは、子供達がどうやって次の世代の担い手として健全に育つかを日夜考えて下さっている所だと思っていました。でも、第3章を読み進めるうちに刑務所の監視員？という印象を持ちました。いじめを「取り締まる」のではなく、全ての子供たちが思いやりのある生き方をするよう導いていく取り組みを行ってほしいです。(基本理念ももっと何か心打つものに・・・)「指導又は助言」に支援を加えて、「支援・指導または助言」にしてほしいです。また、具体的な支援方法を明文化してほしいです。	市及び教育委員会は、市立学校の取組に対して、まずは「支援」することが重要だと考えています。さらにより良くするために必要がある場合には、助言又は指導を行わなければならないとしました。また、具体的な支援方法につきましては市のいじめ防止基本方針に盛り込む予定で考えています。	A
36	4条 12条	条例の中に、たびたび「指導または助言を行う」とあるが、「支援・指導または助言」と支援を加えてほしい。また、具体的な支援方法を明文化してほしい。いじめ防止対策推進法23条第3項に明文化されていますが、いじめがあったことが確認された場合には、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又は保護者に対する助言というように具体的に書いてあります。指導や助言も必要ですが、具体的な支援も非常に大切だと考えますので、「具体的な支援」を明文化してほしいです。	市及び教育委員会は、市立学校の取組に対して、まずは「支援」することが重要だと考えています。さらにより良くするために必要がある場合には、助言又は指導を行わなければならないとしました。また、具体的な支援方法につきましては市のいじめ防止基本方針の中に示していきたいと考えています。	A
37	4条 12条	条例の中にある「指導または助言を行う」とありますが、支援という言葉を加えてほしい。	市及び教育委員会は、市立学校の取組に対して、まずは「支援」することが重要だと考えています。さらにより良くするために必要がある場合には、助言又は指導を行わなければならないとしました。	A
38	4条 12条	テレビで取手市在住のいじめで子どもさんを亡くされたご夫婦を見るたびに、胸が張り裂けそうな思いでいっぱいになります。二度とこんな悲しいことを起こさないという強い意志のもとに「取手市みんながいじめをなくすための条例」ができれば、幸いと思います。いじめのない子供の健やかな成長を実現するための条例だと思しますので、子供たちはもちろん保護者、教職員が安心感を感じられるものにして頂きたく、その視点に立って、気になりました点を書かせて頂きます。条例の中に「指導または助言を行う」というのがありますが、支援も加えて頂き、具体的な支援について考えて頂ければと思います。	市及び教育委員会は、市立学校の取組に対して、まずは「支援」することが重要だと考えます。さらにより良くするために必要がある場合には、助言又は指導を行わなければならないとしました。また、具体的な支援方法につきましては市のいじめ防止基本方針の中に示していきたいと考えています。	A
39	4条 12条	条例の中に、「指導または助言を行う」と、たびたび記載されていますが、「支援・指導または助言」と支援を加え、具体的な支援方法の明文化を求めます。	市及び教育委員会は、市立学校の取組に対して、まずは「支援」することが重要だと考えています。さらにより良くするために必要がある場合には、助言又は指導を行わなければならないとしました。また、具体的な支援方法につきましては市のいじめ防止基本方針の中に示していきたいと考えています。	A
40	4条 12条	(基本理念)に「いじめが起きにくい環境をめざす」が必要と思います。P3,4「～必要に応じて指導または助言を行わなければならない。」指導の前に「支援」が必要です。	市及び教育委員会は、市立学校の取組に対して、まずは「支援」することが重要だと考えています。さらにより良くするために必要がある場合には、助言又は指導を行わなければならないとしました。	A

41	4条 12条	条例の中に、たびたび「指導または助言を行う」とあるが、「支援・指導または助言」と支援を加えてほしい。	市及び教育委員会は、市立学校の取組に対して、まずは「支援」することが重要だと考えています。さらにより良くするために必要がある場合には、助言又は指導を行わなければならないとしました。	A
42	4条 12条	条例の中に度々「指導又は助言」とありますが、「支援」をしていただきたい。	市及び教育委員会は、市立学校の取組に対して、まずは「支援」することが重要だと考えています。さらにより良くするために必要がある場合には、助言又は指導を行わなければならないとしました。	A
43	5条	市立学校の責務 第5条 教職員の多忙化が言われ、マスコミでも大きく取り上げられています。「日常の学級づくり、および学習指導の充実が教職員に対する信頼を生み……」とありますが、そのためには教員が時間的にも精神的にもゆとりを持ち、子ども達としっかり向き合う時間の保証が必要だと思えます。また、複数の目で子どもたちを見守ることも大切です。市はそのシステムづくりに本気で取り組むべきだと思います。いじめ対策予算などを増やし、サポート教員の配置など具体的な措置を講じてほしいと思えます。 第5条には「そのためには市は教師の多忙化の解消に努めなければならない。」との文言を入れてほしいと思えます。	教師の多忙化の解消につきましては、この条例案ではなく、市の施策として別に取り組んでいます。また、いじめ防止対策の予算等につきましては、条例案第17条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	D
44	5条	第5条の学校として「発見に取り組む」とあるが具体的にどのようにして・・・と取組の手順書を先につくるべきではないか、その「手順書に従い発見と早期に取り組む」こととしたらどうか。 *現状だと「発見出来ないのではないかな」また現学校の温床で「教師にはただ発見しなさい」と言っても無理なのでは？また保身になり「見て見ぬ振り」をして知らなかったとせざるを得ない現状なのではと思えてならない。	具体的な施策につきましては、今後作成する市いじめ防止基本方針の中で示していく予定です。	C
45	5条	(市立学校及び教職員の責務) 第5条 市立学校及び教職員は、———良い関係の構築につながる取組みを常に実践し、教育指導するものとする。	「市立学校」は、学校を運営する教職員のことを含むと考えています。	D
46	5条	第5条第1項 「～充実が、教職員に対する信頼を生み、～」は、誰の教職員に対する信頼なのか不明瞭と思えます。また、今般の痛ましい事例を考えれば、市立学校への信頼も生む必要があると思えます。 (提案)→「～充実が、保護者及び市民の、市立学校及び教職員に対する信頼を生み、～」	誰の教職員に対する信頼なのかがわかるように、「子どもと保護者の」という文言を条文に追加しました。	A
47	5条	第5条第2項 「防止等の対策のための組織を中心に～」の部分 この組織を作らねばならないという義務規定がないのはなぜでしょうか。また、組織の構成員の規定や、組織の設置者、構成員の任命者の規定は必要ではありませんか。組織が一部の(担当の)先生ということも有り、ということでは問題への対応が難しいと思えます。	国の「いじめ防止対策推進法」第22条で学校内の組織は義務化されているので、条例案には明記していません。	D
48	5条	3 市立学校及び教職員は、日頃から子どもの様子を細心の注意を払って、——いじめの——。	「市立学校」は、学校を運営する教職員のことを含むと考えています。	D
49	5条	4 市立学校は、いじめの事実やその疑いを把握したときは、——。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
50	5条	5 市立学校の教職員は、子どもを現に監護する者として教育の管理下(教育課程外の部活、清掃、休み時間、生徒会活動などを含む)における、子どものいじめの事実や疑いを把握したときは、当該学校の組織及び保護者に速やかに報告連絡をし、指導教育の支援を求めなければならない。	表現は異なりますが、前項までに趣旨は含まれるものと認識しています。	B
51	6条 7条	「取手市みんなでいじめをなくすための条例(案)」を読ませていただきました。総務文教委員会の議員の皆様が伝わってきました。1ヶ所、私の意見を述べさせていただきます。「第3章 責務と役割」の6条と7条に関してですが、子どもの責務と保護者の責務の順序が逆ではないかと思えます。まず保護者の責務があって、子どもの責務になるのが順序だと思います。	子どもの役割としたため、市及び教育委員会、市立学校、保護者は「責務」、子ども、市民及び事業者は「役割」となるように、条例案の順序を入れ替えました。	A
52	6条 7条	第6条、第7条の文末が「努めなければならない」となっていますが、「努めるものとする」でよいのではないのでしょうか。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。	C
53	6条	その責務に関してですが、「子ども」の定義が小学校1年生から中学校3年生であるわけですから、年齢(学年)の差による理解力の差が大きいとみるべきでしょう。小学校の低学年に責務を課することが果たしてできるのかが、よくよく審議していただきたいところです。 よりよい条例成立のため、今後とも宜しくお願い致します。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
54	6条	「子どもの責務」という言葉に非常に違和感を持ちました。せめて「子どもの役割」にして頂けないでしょうか？	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
55	6条	第6条の「子どもの責務」を「子どもの役割」に訂正してほしい。 子どもの定義の中に、取手市立小中学校に在籍する児童及び生徒とあり、6歳から15歳までの子どもが対象です。「責務」は馴染みません。それこそ、小学校1年生、2年生の子どもにも、責務を求めることに、無理があると考え、ここは「子どもの役割」だと考えます。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
56	6条	第6条(子どもの責務)では、道徳的な事を解いています。命と心の大切さ、互いに思いやりを持つなど人として当たり前のことは教師や私たち大人が身をもって示すものだと思うのですが。条例で、子どもに「なければならない」と責務を負わせるものなのではないでしょうか。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。	A
57	6条	条例案第3章 責務と役割の中で(子どもの責務)がうたわれているが、「いじめ防止対策推進法」(以下、法と省略)第4条「児童等はいじめを行ってはいけない。」と述べてはいるが「子どもの責務」を条例案に取りあげるのならば、法第8条に述べられている(学校の教職員の責務)が取り上げられるべきではないか。いじめの未然防止における学校教職員の役割は重要であり、いじめの早期発見、早期対応の取り組みにおいても、いじめを許さない学校づくりのためにも、教職員の日常の指導が問われているのではないかな。	「市立学校」は、学校を運営する教職員のことを含むと考えています。したがって市立学校の責務は、すなわち教職員の責務と考えています。	D
58	6条	第6条は法律上、子どもの責務は発生していないため、人権に配慮し削除すべきと考えます。又、小学生時のいじめについては引き継ぐべきと考えます。	国の「いじめ防止対策推進法」第4条に「児童等はいじめを行ってはならない」と明記されており、条例案ではその趣旨を鑑み、子どもの「役割」として条文化しました。条例案の関係機関との連携同様、小中学校間においても、綿密な連携を図っています。	D

59	6条	第6条第1項 「子どもは～という意識を強くもたなければならない。」は子どもへの責務が弱い表現になっていると思います。国の法律の条文と同じでよいと思います。 (提案)→「子どもは、いじめを行ってはならない。」と明確化してはいかがでしょうか。	国の「いじめ防止対策推進法」第4条に「児童等はいじめを行ってはならない」と明記されており、条例案ではその趣旨を鑑み、子どもの「役割」として条文化しました。	D
60	6条	第6条第2項、第3項 第1項とは異なり、逆にここで「努めなければならない」と子どもの責務にするのは適切とは思えません。ここは努力しましょうという規定であるべきだと思います。声をあげてくてもどうしてもあげられない子どもへの負担が大きい表現だと思います。 (提案)→両項とも「努めるものとする」	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。	A
61	6条	第6条の「子どもの責務」を「子どもの役割」に訂正してもらいたい。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
62	6条	生徒や児童には役割を負わせること。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
63	6条	第3章に「子どもの責務」というのがありますが、責務ではなく役割の方が妥当だと思います。そして「～しなければならない」とありますが、もう少しやさしい言い方はできないのでしょうか。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。	A
64	6条	第6条に記されている「こどもの責務」を、対象が6歳から15歳までの子どもであるため「子どもの役割」に訂正して欲しいと思います。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
65	6条	条文の削除 第3章 責務と役割 第6条全文を削除する (保護者、学校の責務不全がもたらした結果を子どもに転嫁することは条例の趣旨に反すると考えます)	国の「いじめ防止対策推進法」第4条に「児童等はいじめを行ってはならない」と明記されており、条例案ではその趣旨を鑑み、子どもの「役割」として条文化しました。	D
66	6条	子供の責務について 選挙権もない子供に責任を負わせるのでは、大人が逃げているに等しいと思う。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
67	6条	第6条 子どもの責務 子どもに責務を負わせるのはいかなるものか。子どもには責務ではなく、「守るべきもの」とか「取り組むべきこと」などとしたほうが良いのでは？ 3項に、周囲の人に「相談するようつとめなければならない」とあるが、気軽に相談できない現在の環境こそ問題であるのだから、子どもに責務を負わせる前に、大人が気軽に相談できる環境を整える必要がある。各学校ごとに相談員を配置するとか、教員の仕事を大幅に減らして、子供と接する時間をふやすとか、具体的な指摘が必要だろう。そして、相談されたらその子の心によりそって、支援する体制を整えなければならない。そのことをこそ条例に明文化すべきではないか。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、相談体制の支援につきましては条例案第11条第2項に条文化しています。	A
68	6条	第6条、第7条 前文に「子どもをいじめから救うために」と規定されています。主体となる市及び教育委員会は責務と規定されるべきと思いますが、子ども及び保護者については努める規定にはなっていますが、市民及び事業者と同じように同列の責務ではなく役割として規定するべきと思われる。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、国の「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が明記されています。したがって、保護者につきましては、「責務」としました。	D
69	6条	子供にも義務を課している条文案について いじめは子どもが成長する過程で誰にでも生じうるもので、これらは社会や家庭で教育的に解決することが基本かと思います。ところが、条例案では、子供の責務として「いじめてはならぬ」「いじめられたら連絡・相談するように努めよ」などとしています。そうではなく「子供の義務」の項目は削除し、「子供は安心して生きる権利があり、それを守るのは大人社会の義務」等の文言こそ、記すべきかと思います。	国の「いじめ防止対策推進法」第4条に「児童等はいじめを行ってはならない」と明記されており、条例案ではその趣旨を鑑み、子どもの「役割」として条文化しました。	D
70	6条	子どもの責務 第6条 目を疑いました。本気で市は子どもにこのような責務を負わせるつもりなののでしょうか。法律で子どもにいじめの責任をおしつける内容です。子どもに責任を押しつけるのではなく、このようなことができる環境を整えることこそが大人の責務ではないのでしょうか。子どもの責務はカットするべきです。	国の「いじめ防止対策推進法」第4条に「児童等はいじめを行ってはならない」と明記されており、条例案ではその趣旨を鑑み、子どもの「役割」として条文化しました。	D
71	6条	条例(案)の中の(子どもの責務)の条項が気になります。責務を負わせることよりも、教育的な豊かな環境を考えて頂きたいものだと思います。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
72	6条	子どもの責務、保護者の責務がうたわれていますが、学校社会の中で守るべきは子どもです。子どもの責務ではなく、学校・教職員の責務が最大です。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
73	6条	一番驚いたのは、第3章責任と役割の中の第6条で子どもに責務を課したことです。ここでいう子どもには小学1年生からが対象です。いったい、6～7才の子どもに責務があるのですか。失笑を買います。子どもは大人の背を見て育つといいます。「…しなければならない」という言い方に、子どもをいつくしむ気持ちは感じられません。これ以外にも問題はありますが、「いじめる」という心の問題を条例という決まりで対処しようとするのはなじまない、おかしいやり方ではないでしょうか。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。	A

74	6条	全体的にもう少し平易な分かり易い文章にしてほしいです。教師が咀嚼して子どもに伝えるにしても「子どもの責務」「～ねばならない」などには、違和感を感じます。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。	A
75	6条	(子どもの責務)の項で、いろいろと子どもに責務を負わせるのはおかしいと思います。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
76	6条	条例案の文言を、もう少し平易な言葉に置き換えていただきたいと思います。お子様に対しても責務などの表現を使用していますが、役割などのお子様にも理解しやすい言葉にしていきたい。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく「役割」としました。また、学校での授業で条例を取り上げる際には、条文の形式ではなく、全体を理解できるような簡明な資料を作成して活用すること、またその資料を活用してより理解を進めていくことを考えています。	A
77	6条	第3章 第6条(子どもの責務)とありますが、子どもに責務を負わせるのは、適切ではないのではないのでしょうか。他の市町村の例を見ても、「努力」「役割」で十分だと思います。この条例の中で最も強く違和感を感じるのは「いじめのない明るい生活を送るよう努めなければならない」という箇所です。どのような生活を送るか、暗くても明るくてもそれは個人の自由であり、そのような責務を負わされる義務は大人にもありません。また、今現在いじめにあい、「自分に原因があるから、周りの人にきられるのだ」と思っている子どもに、追い打ちをかけるむごい言葉です。心の有り様に踏み込むこの表現は、ぜひ無くしていただきたいです。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。	A
78	6条	第6条で(子どもの責務)というのが出てくるが子どもに責務を押しつけるのはまちがいでないか。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
79	6条	第6条の子どもの責務として「子ども」に責務を押し付けて良いものか。せめて「役割」でどうでしょうか。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。	A
80	6条 11条	第6条 子どもの責務という中で、～なければならない という言葉に何かとても違和感を感じますが、どうなるのでしょうか。 同6条 保護者、市立学校の教職員等にできるだけ早く相談するよう努めなければならないとありますが、現場の先生方には、部活の指導、事務的な用事で充分生徒と向き合う時間がないよう耳にしますが、部活の指導の場合地域の経験者の参加、又は専門の方の参加はいかがでしょうか。予算の問題等あるとは存じますが。 第5章第11条2(2) 子供の自主的な企画及び運営～は、大変良いことだと思います。子供を信じ、ぜひ進めてほしいです。意見公募の機会をいただき、ありがとうございます。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。教職員の子どもの向き合う時間の確保、及び条例案第11条2項2号の子どもの自主的な企画・運営に関するご意見につきましては、参考とさせていただきます。	A
81	7条	第6条、第7条 前文に「子どもをいじめから救うために」と規定されています。主体となる市及び教育委員会は責務と規定されるべきと思いますが、子ども及び保護者については努める規定にはなっていますが、市民及び事業者と同じように同列の責務ではなく役割として規定するべきと思われる。	子どもをいじめから守るための条例であるという趣旨を鑑み、子どもに責任を負わせる責務ではなく、「役割」としました。また、国の「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が明記されております。したがって、保護者につきましては、「責務」としました。	D
82	7条	保護者の責務 この内容はいずれも保護者が自発的に行う内容であり、義務付けるものではないように思います。義務付けてチェックするイメージで、管理的だと思います。このような義務付けは本当の力にならないと思います。語尾を「努めるものとする」にかえたほうがいいと思います。	国の「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が明記されています。したがって、保護者につきましては、「責務」としました。	D
83	7条	第7条 保護は、子どもの教育について第一義的責任を有する者であって、子どもに――。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
84	7条	2 ――――又は市に連絡、相談し、子どもをいじめから守る支援を求めることができる。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
85	7条	3 保護者は、市立学校が行う、いじめの防止に対する取組みに協力するよう努めるものとする。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
86	8条	市、教育委員、学校、教師、保護者、関係事業者には責務を負わせること。	事業者につきましては、いじめ防止対策に広く協力を求めるものと考え「役割」としています。	D
87	8条	第8条 ――――子どもに対する見守り、保護等を行い、――環境づくりに努めるものとする。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
88	8条	2 ――――思われたときは、声かけなど速やかに――。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
89	9条 10条	9条、10条の教員が生徒に対するいじめ防止方針がない。公表の前に県教育委員長、市長の承認を得なければならない。	条例案第10条の「市立学校」は、学校を運営する教職員のことを表しています。	B
90	11条	適切な対応 いじめ対策推進室を設置して、弁護士や臨床心理士などの相談員を常駐させる。	具体的な取り組み等は、今後の施策の参考にさせていただきます。	C
91	11条	第11条 (4) 市立学校、保護者、市民及び関係機関等――。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
92	11条	(5) いじめを事前に防止するため、子どもの心理を確認するための対策を支援すること。	具体的な取組等は、市いじめ防止基本方針で策定する予定です。	C
93	11条	(6) 情報通信システムの導入の際、保護者、学校の教職員及び子ども等に対し、安全体策及び理解の促進に必要な処置を講じなければならない。	具体的な取組等は、今後の施策の参考にさせていただきます。	C
94	11条	――豊かな心と判断力を養い、心の通う対人交流を行ない、いじめ――。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
95	11条	(1) すべての教育活動を通じ人権に配慮した生徒指導――。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B

96	11 条	いじめの防止等のための施策の第 11 条の 2 の中で、「(2) 子どもの自主的な企画及び運営による活動を推進し、子ども及びその保護者並びに教職員に対するいじめの防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずること。」とありますが、子どもの自主的な活動は支援するものであり推進するものではありません。また、子どもの自主的な活動で教職員のいじめに対する理解の促進を講じるのはどうなのでしょう。教職員の資質の向上ということで第 14 条にありますので、そこで理解の促進を図るのでしょから、ここで教職員の記載はいらないと思います。	「子どもの自主的な企画及び運営による活動を支援し」に修正し、教職員の資質の向上は条例案第 14 条にありますので、「並びに教職員」を削除しました。	A
97	11 条	第 11 条第 2 項第 1 号 「すべての教育活動を通じた道徳教育、～」後ろへのつながりが不適当と思います。(提案)→「すべての教育活動を通じて道徳教育、～」	「通じて」が適切と考え、「通じて」に修正しました。	A
98	11 条	同条同項第 2 号 「子どもの自主的な企画～活動を推進し、～」子どもが自ら活動を行うことは実質的に無理だと思います。(提案)→「子どもの自主的な企画～活動を指導(あるいは支援)し、～」	学校が自ら推進するのではなく、児童生徒に対し自主的活動を促すので、「支援」としました。	A
99	12 条	1. いじめの早期発見と適切な対応 (1)いじめの早期発見 授業を行う教師とは別に、もう 1 人生徒の様子を観察する教師がいれば、いじめを早期に発見することができる。 2. 他の地域の取り組み (1)岐阜可児市 学校を定期的に見回りしている。 (2)大津市 LINE でいじめの相談ができる仕組みを試験的に導入している。平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月まで、モデル校の市立中の生徒約 3000 人が対象でカウンセラーが対応する。	具体的な取組等は、今後の施策の参考にさせていただきます。	C
100	12 条	(4) —————相談体制を整備し、適切な指導及び助言をすること。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
101	12 条	第 12 条 (2) いじめの早期発見の対策として定期的に心理テストを導入し、情報通信システムによる収集した情報を個人情報及び人権に配慮して、市立学校に通報の上、いじめに対処するものとする。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C
102	13 条	第 13 条「いじめの事実を確認したとき」について 今までの事故は「いじめられている子は友人、親、先生に口を開けずに陥っているのではないのでしょうか。確認するまでの信号を具体的に受ける条例を列挙し解り易く周知する内容を文面化したらどうか。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C
103	13 条	第 13 条 (3) いじめを行なった子どもに対し、必要があると認めるときは、学校教育法に規定する懲戒を加えることができる。子どもに懲戒を加えた場合は、子どもの保護者に通知しなければならない。	表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。	B
104	13 条	(4) 法第 28 条 1 項 2 号に該当する、こどもが教育を受けられる環境及び指導教育のできる人材の確保を教育委員会の支援を受け、普通教育を受けられる必要な措置を講ずるものとする。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C
105	13 条	2 (3) 法第 28 条 1 項 2 号に該当する、子どもの救済及び同項 1 号の発生防止に対する処置を市立学校と協議し、必要な措置を講じなければならない。 (4) 出席停止の命令に係る、子どもの出席停止期間における学習に対する支援、その他教育上必要な措置を講ずるものとする。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C
106	13 条	いじめた子どもへの「出席停止」の条文は削除すべきと考えます。いじめた子供の心をさらに歪め、子供と教師の信頼関係を損ね、「いじめ対策」どころかむしろ悪影響を及ぼしかねません。学校や社会家庭で教えられた子供は成長していくのではないのでしょうか。	国の「いじめ防止対策推進法」第 26 条の規定に基づき、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じます。	D
107	14 条	(市立学校の相談体制の整備) 第 14 条 市は、いじめを含む相談体制として、ソーシャルワーカー又はカウンセラーの常駐と精神面のサポートができる専門的知識として心理学を学んでいる教職員が相談窓口としての体制作りに務めること。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C
108	15 条	第 15 条 —————, いじめ防止等に係る啓発を行うと同時に常にいじめ防止強化期間と捉え、いじめ防止等の理解を深める公報を行うものとする。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C
109	17 条	17 条 いじめ問題対策連絡協議会の取り纏め者は教育委員会ではなく、市および公共機関が取りまとめること	市立学校、関係機関、団体等と綿密な連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会におきましては、教育委員会がとりまとめをすることとしています。	D
110	17 条	いじめ問題対策連絡協議会を、生活安全課など市の行政機関内への設立。 教育委員会と いじめ対策連絡協議会 ほかの関係機関、市民、父兄、県国 などが協力し、全力で、いじめ対策を行う。	市立学校、関係機関、団体等と綿密な連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会におきましては、教育委員会がとりまとめをすることとしています。	D
111	18 条	優先順位が学校教育に関し優れた識見を有する者が上位にすることがおかしすぎる。	序列に優先順位は加味されていません。	D
112	18 条	18 条 専門委員会は教育員会が仕切るのは如何なものか？市および公共機関専門委員会の有識者はごく一般人にも有するものが必要で。任命者は市長の承認が必要とされるべき。	国「いじめ防止対策推進法」第 28 条 1 項により専門委員会は学校の設置者または学校のもとに組織することになっています。また同法第 30 条 2 項では地方公共団体の長は再調査の権限を有するため、調査、再調査の任命権者の区別化を図ることになっています。	D



113	18条	<p>(取手市いじめ問題調査等委員会)</p> <p>第18条 市は、いじめ防止等のための対策を実効的に推進するため必要な調査・研究・調整等を行うため、市長の附属機関として、取手市いじめ問題調査等委員会（以下委員会という）を置く。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(2) —————、立案及び市長への提言</p> <p>(3) いじめの事案に関する調査（—————で市長が諮問する事項に限る）</p> <p>(6) 委員会は、市長の諮問に応じるほか、市に相談・通報及び情報のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るための必要な調査を行うものとする。</p> <p>(7) 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための対策の提言を行うことができる。</p> <p>(8) 委員会は、市長の諮問に加えて教育委員会からの協議に応じるとともにいじめに関して教育委員会と協議することができる。</p> <p>(9) 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、必要があると認めるときは、教育委員会を通じて、市立学校にいじめの防止のための提言を行うことができる。</p> <p>(10) 市長より提言を受け、教育委員会及び市立学校はこれを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。</p> <p>(11) 委員会は活動状況を市長に報告するものとする。</p> <p>(12) 市長は前項の規定による報告を市議会に報告するものとする。</p> <p>3 委員会は、—————。</p> <p>4 —————うちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育に関し専門的知識を有する者</p> <p>(2) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等に関し、専門的知識を有する者</p> <p>(3) 弁護士</p> <p>(4) 削除</p> <p>5 —————市長が委嘱—————。</p> <p>8 教育委員会、市立学校及び教職員、保護者、子ども、市民及び事業者等は委員会の調査等に協力するものとする。この場合、子どもの協力については、子どもに最大限配慮した取り組みをしなければならない。</p>	<p>国「いじめ防止対策推進法」第28条1項により専門委員会は学校の設置者または学校のもとに組織することになっています。また同法第30条2項では地方公共団体の長は再調査の権限を有するため、調査、再調査の任命権者の区別化を図ることになっています。</p>	D
114	18条	<p>学校及び教育委員会では埒があかなかったことから、もっと専門的な関係機関とも連携する必要があると考えます。例えば児童心理、児童福祉、人権擁護、医療関係者など専門教育機関との密接な関係を作る。</p>	<p>大学教授、弁護士、臨床心理士等によるいじめ問題専門委員会を常設し、連携を図ります。</p>	B
115	18条	<p>其の専門研究会を、教育委員会にではなく、此の新たに設立する いじめ問題連絡協議会の中に、造る。</p>	<p>いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題専門委員会は、目的も異なり別組織となるため、組織内に置くことは考えていません。</p>	D
116	6章	<p>市および教育委員会にいじめの対策を行う付属機関が常設してあると思いますので、明記し、見える化する。</p>	<p>第6章において付属機関を明記しています。</p>	B
117	19条	<p>19条 再調査委員会 取り纏め者は教育委員会ではなく、市および公共機関が取りまとめること。市および公共機関専門委員会の有識者はごく一般人にも有するものが重要です。任命者は市長の承認が必要とされるべき。</p>	<p>再調査委員会は市長が設置し、委嘱することとしています。</p>	B
118	19条	<p>第19条 7 削除</p>	<p>国の「いじめ防止対策推進法」第30条2項の規定に基づき、同法第28条2項の調査結果を受けて、市長が必要に応じて再調査を行うことを規定したものです。</p>	D
119	19条	<p>第19条 案のままでは、いじめ問題専門委員会といじめ問題再調査委員会の構成員が重なってもよいと認めてしまっていますが、明確に別々の構成員になるよう規定する必要があると思います。 (提案)→ 第4項の次に、「専門委員会の委員は含めないものとする。」を追加する。</p>	<p>いじめ問題専門委員会といじめ問題再調査委員会は、その性質上、兼任はありません。したがって条例に明文化する必要はないと考えています。</p>	D
120	20条	<p>20条 教育委員会経由でなく市長及び教育委員会に並行して直ちに報告する義務がある。</p>	<p>国の「いじめ防止対策推進法」第30条1項により、学校は教育委員会を通じて市長に報告すると規定しています。</p>	D
121	20条	<p>条例案第7章（重大事態への対処）として第20条に述べられているが、重大事態とは何なのか触れていない。法第28条に述べられているように、重大事態とは何なのかを記載すべきではないか。①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき藤代南中の場合、いじめによる重大な事態ではなかったと判断したのか。子どもの自殺という重大事態となった場合も含めて「早い段階で子どもたちに事実を明らかにして情報を吸い上げ、いじめの調査を行わないと、事実にとどり着かない」と言われている。最初から「突然の思いがけない死」などと生徒に伝えて自殺を「死亡事故」などと表現していることが、その後、大きな社会問題となり、遺族をはじめ、いじめをした子どもや関係する教職員にまで心を深く傷つけることになってしまったことを深く反省しなければならない。</p>	<p>条例案第19条2項4号に「法第28条第1項に規定する重大事態」と明記しています。</p>	B
122	20条	<p>第20条 —————教育委員会を通じて直ちに—————。</p>	<p>表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。</p>	B
123	20条	<p>2 市立学校は、法第28条第1項の規定により、必要な調査を速やかに実施し、結果を教育委員会を通じて市長に報告するものとする。</p>	<p>表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。</p>	B
124	20条	<p>3 市長は、法第28条第1項による調査の結果について報告を受けたときは、必要な場合、委員会に速やかに調査させるものとする。</p>	<p>表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。</p>	B
125	23条	<p>第23条 3 前二項に反し、又は隠蔽、報告義務違反を正当な理由なくして怠った者は、教育公務員法、地方公務員法、地方自治法に照し、必要があると認めるときは懲戒を加えるものとする。</p>	<p>懲戒処分につきましては、地方公務員法、教育公務員特例法等の規定に照らし、対応していきます。</p>	D
126	23条	<p>取手市の条例（案）第8章補則 （個人情報の取扱い）第23条について ①1896年の民法制定後、120年ぶりの改正あり・・・個人の権利、義務関係の体系 ②2005年の全面施行以来の大幅改正「個人情報保護法」・・・定義が明確化された。（顔、声、データも個人情報） すなわち①②の関係から不足分はありませんか。（見直しなど） 特にインターネットを通じて行われるものを含む。</p>	<p>現行の取手市個人情報保護条例を準用していきます。</p>	D
127	24条	<p>「子ども、市立学校に在籍する児童及び生徒をいう」のところで、地域内の私立学校の児童生徒との関係でもおこりうる事例については、どうなるのでしょうか。</p>	<p>私立学校の児童生徒との間でいじめが起きている場合は、条例案第25条に規定する協力要請を行い対応していきます。</p>	B
128	24条	<p>第24条 —————必要な協力を求めることができる。</p>	<p>表現方法の相違はありますが、趣旨は含まれていると考えています。</p>	B
129	24条	<p>2 委員会及び—————対し、委員会及び—————ことができる。</p>	<p>表現方法の相違はありますが、趣旨は含</p>	B

			まれていると考えています。	
130	25 条	連携について市単独でなく、県教育委員会をはじめとした第三者の連携は必須。	条例案は、本市の市立学校におけるいじめ防止に関する条例であるため、市長、教育委員会の連携と明記しています。その上で、県教育委員会には必要な助言を仰ぎ、関係機関とも連携を密にしています。	D
131	25 条	(市長及び教育委員会並びに市立学校の連携) 第 25 条 市長及び教育委員会並びに市立学校は、―――。	市立学校の設置者である教育委員会が市長と連携するという意味合いから、あえて市立学校との連携を併記する必要はないと考えています。	D
132		(市立小学校の責務) 第 6 条 市立小学校は第 5 条に該当する、子どものいじめに関する情報を進学する市立中学校に進学の際、人権に配慮して報告するものとする。	条例案の関係機関との連携同様、小中学校間においても、綿密な連携を図っています。	D
133		(いじめ防止対策の一元管理組織) 第 17 条 市及び教育委員会は、第 1 2 条及び第 1 3 条の施策を推進するため、法第 1 8 条の規定により、必要な人材の配置と組織を設置しなければならない。 (1) 市立学校にいじめ防止対策専任教職員各 1 名を配置し、学校の内外を問わず、いじめ防止に努め、知り得た情報を校内で共有し、教育委員会を通じて、市長に報告するものとする。 (2) 教育委員会にいじめ防止対策担当係を配置すること。市立学校より報告された情報に基づき、関係機関との相互の連絡及び適切な対応ができるよう組織の強化と同時に市長に報告をし、子ども、保護者や学校の教職員が安心して相談などできる体制の整備に務めるものとする。 (3) 市長の下にいじめ防止対策推進室を配置すること。報告された情報を分析し、市長がいじめ防止に必要な施策を総合的に講じ、その体制を整備するための情報の収集に務め、結果や方策を教育委員会を通じて、市立学校へ指導及び指示するものとする。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C
134		「財政措置」を条例に明文化してほしいです。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第 10 条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第 17 条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
135		条例に「財政措置」を明文化してほしい。いじめ防止対策推進法の中で、しっかりといじめの防止等のための対策を推進するために必要な「財政的措置」をするとうたわれています。この条例の中にも、入れるべきだと思います。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第 10 条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第 17 条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
136		財政処置を明示せずして、専門性の高い人材の確保はむずかしく、学校現場は教育を受ける子ども（生徒）と教育をする大人（教師）の集団で子どもの数をはるかに多いこと、その結果、競争心が生まれ少しの言葉の行き違いや行動が大人（教師）の目の届かないところで、いじめに発展しているのが現状ではないだろうか。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第 10 条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第 17 条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
137		(財政の措置等) 第 1 6 条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政措置を講じなければならない。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第 10 条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第 17 条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
138		市長はこの条例の目的を達成するため、必要に応じて、国及び茨城県に対し、法第 1 0 条の規定により、適切な財政措置を講ずるよう要請するものとする。 ※意見 どのような事業にも財源の処置せずして、完成はありえず、寄せ集めの予算ではそもそも不完全で結果として、その支出は無駄を生み効果の出ない事業になりはしないか。条例案には法第 1 0 条に規定する財政上の措置等の引用条文は明示されず多くの自治体で取り入れている。いじめ防止のための直接的な人材の導入なくして何を指すのか。 条例案にはいじめの問題に対して教育委員会は何をするのか第 1 条目的であるいじめの防止が主体ではなく、いじめの発生後の組織や手続きが多く示され、いじめを防止することが優先順位と考える。誰にも平等な条例の目的のためには運用上、身近に居る公務員が合議の上、調査研究されたものを市民に提示し、制約や義務を示す条例でなければならない。 義務教育費国庫負担金制度による負担率が 2 0 0 6 年度から 3 分の 1 に減り、地方の負担が増加したが、2 0 0 4 年度には国庫負担の総額裁量制が導入され、自治体ごとに弾力的運用が可能とされ、地方自治体に教育費の自由度があがったとはいえ、いじめ防止に関しては法律上、しっかりと財政上の措置を明示されていることを忘れてはならない。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第 10 条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第 17 条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
139		いじめが今後おきないように、予算を付けてしっかり活動してください。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第 10 条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第 17 条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
140		予算を是非つけてほしいです。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第 10 条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第 17 条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
141		啓発活動等費用がかかりますので、財政上の措置もあることを明記しておく必要があると思います。全体的に抽象的であるように思いますので、具体的な部分を明記されるとわかりやすくなるように思いました。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第 10 条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第 17 条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
142		条例に財政措置が入っていません。いじめ防止対策推進法の中には、いじめ防止等のための対策を推進する	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進	A

		ために必要な「財政措置」を講ずるとうたわれています。この条例にも「財政措置」を明文化すべきだと思います。	法」第10条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第17条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	
143		予算がない。 条例の運用には、あらたな試みが必要になる。 下記5番で外部セミナーの導入を提案しているが、運用の予算、また責任を持って取り組む人員配備のための予算を確保したほうがよいと思う。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第10条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第17条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
144		いじめ防止推進法の中で「いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置をする」と書かれていますが、この条例の中には「財政上の措置」ということが書かれていないので、入れた方がいいと思います。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第10条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第17条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
145		条例に「財政措置」を明文化してほしいです。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第10条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第17条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
146		施作のなかに財政上のことに触れた部分がありません。財政上の措置を講じるよう、明文化していただきたいです。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第10条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第17条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
147		いじめをなくす条例に予算をつけてください。お願いします。	財政措置は、国の「いじめ防止対策推進法」第10条に明記されているため、条例案には明記しませんでした。市の姿勢を明確にすることが重要であると考え、条例案第17条に「財政上の措置」を新たに条文化しました。	A
148		教育委員会、教職員の罰則制定が必須。罰則命ずるのは市長が望ましい。	懲戒処分につきましては、地方公務員法、教育公務員特例法等の規定に照らし、対応していきます。	D
149		第3章の最後に保護者・学校関係者に相談できないこともあると思いますので、ひとりで悩まないで、ここに相談窓口があるとわかるような明記を加えてはどうですか。(相談窓口は名称、連絡先をきちんと明記しておく)	具体的な施策は、今後作成する市いじめ防止基本方針の中で示していきたいと考えています。	C
150		いじめ事件において、いじめを受けた子ども、保護者に対して、いじめの真相を「知る権利」が明確にされていない。特に、子どもが自殺して真実がわからなくなった被害者・遺族の場合、日記や遺書、携帯のメール記録などが残されていないと、学校で何が起こったのか知る手がかりが、ほとんど無くなってしまう。 法第20条等において、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援を行うにあたり、いじめの事実の有無の確認を行うための措置、調査結果の情報提供を行ったり、保護者からの質問に対応する措置を行うことが国会では確認されている。また、法第28条2項には「いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、重大事項の事実関係等その他の必要な情報を提供するものとする。」と明確に述べられているが、条例案には保護者の「知る権利」を保障することが全く触れられていない。(個人情報の取り扱い)第23条1項、2項によって、隠されてしまうことが懸念されます。	国の「いじめ防止対策推進法」第28条2項に明記されていますが、今後作成する基本方針の中で示していきたいと考えています。	C
151		各学校にいじめ担当防止専任教職員と相談がいつでもできる、ソーシャルワーカー又は、カウンセラーの常駐配置と精神面のサポートができる、本来、心理学を学んでいる全教職員が身近かな子どもにいつでもサポートできる体制の構築の必要性が示されていないことなど条例案には具体的な明示が少なく、現在ある諸体制は法律が示すいじめ防止の体制としても重大事態が発生した場合でも体制の肥大化によって、対応不足と責任の所在が不明確で、子どもの近くの学校内の相談体制の整備こそが急務である。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C
152		いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第25条、第26条は、何故、取手市の条例(案)に、そのまま採用、成文化されなかったのか。(校長及び教員による懲戒)第25条…「法律」(学校教育法の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等)第26条…「法律」○取手市条例(案)(いじめの対処のための施策)教育委員会は、いじめの事実の報告を受けたときは直ちに次の事項を行わなければならない。 (1)いじめに関して当該学校に必要な支援を行い、適切に指示すること (2)いじめを行なった子供の保護者に対し、必要に応じて出席停止を命ずる等の必要な措置を講じること。 すなわち①法律71号の25条、26条を取手市で適用することは、厳罰化との指摘はあたらないものと存じます。②教育現場重視の考え方を体現するものと思慮します。③法律71号(第25条、第26条)及び教育基本法第11条などにより、校長及び教員による懲戒を規定した事は、検断の権を保有する事でもあり、今後も重大な関心を持って、事態の推移を見守りたいと存じます。	国の「いじめ防止対策推進法」第25条、第26条の規定があるため、条例案には明記していません。懲戒処分等につきましては、上位法を遵守していきます。	D
153		罰則について/防止の具体策について 罰則規定がない。いじめ防止対策推進法にも、罰則規定がないため単純に教員を辞職させることは難しいのかもしれないが、役職者は降格、数年担任を持たせない、外部セミナーでコーチングを学ぶ、などのプログラムを課すことはできないだろうか?(先生も完璧ではないため、失敗することもある。失敗を認め、改善・成長できる環境構築)さらに、現在取手市では子供がすくないため、クラス数が少なく、いじめにあった場合、逃げ場がない。公立小学校、中学校の場合、居住地で割り振られていることはわかっているが、市内・市外の学校への転校や転入を受け入れてもらえないだろうか? 最初は、市外の学校への転校生も出てしまうと思うが、数年後、数十年後に、市外から「いじめられた子」が安心して取手市の学校で学べる体制が取れたとしたらいままでの事件について、かなり改善したと云えると思う。	懲戒処分につきましては、地方公務員法、教育公務員特例法等の規定に照らし、対応していきます。	D
154		少人数学級の検討、相談員などの専門職の配置を検討してください。そこを手当てしなければ この条例は実行できないのではないのでしょうか? いじめを行う子どもへの支援、指導もとても大切です。どの子ども未来がえがけるように あたにかい施策を期待します。	具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	C

155	<p>取手市のいじめによる自死事件の報道を度々目にし、心を痛めている一人です。どうして自死にいたったのか、その時、学校はどんな対応をしたのか、新聞報道によると、教育委員会がいじめはなかったと結論付け、その1年後御両親の文科省への直訴をきっかけにし、市の教育委員会が初めて謝罪するという経過が報道されていました。今回の「いじめをなくす条例案」も市としてもなんとかしなければ、という気持ちの表れだろうということは分かります。しかし、外から見ると、疑問が残ります。条例を作るにあたって、子ども達、先生方、保護者の皆さん、市民の声をどれだけ聞いて作ったかが大切だろうと思います。有識者と言われる方々が、草案を作成されたのでしょうか、生の声を聞かずに条例だけを作っても、子ども達や先生方のものにはならないだろうと思うのです。是非、多くの意見を聞いて、条例に反映させてください。時間はかかるでしょうが、条例が発行した時、本当に子ども達や先生方、教育委員会の指針として効力を発揮するのではないのでしょうか。県での調査委員会ができ、これから調査が始まるということであれば、その結果がでてからでもいいのではないのでしょうか。拙速に条例だけを作ってもしかたがないと思うのです。</p> <p>条例案を読んだ感想ですが、なぜいじめが起こるのか、なぜなくなるのか、そこにまず言及すべきだと思います。</p> <p>子どもや保護者に対して「責務」という強い言葉で、条例に書きこむのはどうかと思います。いじめはいけない、ということは、子どもは親や教師に常に言われていると思います。しかし、まだ未熟ゆえに、いじめのような事態が起こる。ストレスを常に抱えている子どもも多いと思います。どの子ども、いじめの加害者、被害者、傍観者になる可能性があります。日頃から人権意識を育てるような取り組みが大事だと思いますし、いじめが分かった時は、担任の先生だけでなく、学年や学校でチームワーク良く対処できるような体制が必要だと思います。いじめられた子を守ることがまず第一ですが、いじている子への教育的配慮も大事だと思います。それをきっかけにして子ども達が、人権意識を身に付けたり相手を思いやる気持ちを持てるようにするのが、教育なのではないでしょうか。先生方が、今回の取手市のいじめ事件からどれだけの教訓を引き出しているのでしょうか。先生方には、いじめに関する自主的な勉強を是非していただきたいと思います。</p> <p>教師の多忙化が問題になっています。多忙ゆえに子ども達に十分接することができない、いじめなども見逃してしまうということもあるのではないのでしょうか。少人数学級にして、教員数を増やすことなども、県や国に要望してください。また、スクールカウンセラーを各学校に配置することなど、条件整備を行政に行っていただきたいと思います。子どもが、困った時に相談できる所を作ることも大事だと思います。</p> <p>第16条に「いじめ防止強化期間」とありますが、なぜこんなことを条例で定めるのか、疑問です。</p>	<p>子どもの「役割」としたため、文末は「努めるものとする」としました。また、国の「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が明記されております。したがって、保護者につきましては、「責務」としました。</p>	D
156	<p>先の市内中学生の「いじめによる自死」は市民にとって心の痛む、つらい問題であり、当市のみならず、大きな社会・教育問題となりました。そうした事態を踏まえ、子どもの幸せを第1に、安全と人権を守るため、市及び教育委員会が力を尽くすことがとりわけ求められていると思います。しかし、市教育委員会が今回提出した、いじめをなくすための同条例案は、残念ながら見過ごしにできない気がかりなことが多いものです。その何点かについて指摘し、以下に意見を述べさせていただきます。</p> <p>被害者、ご遺族等の真相を知る権利を明らかにする条文の明記を</p> <p>先の中学生の自死問題は、事の解明・方向性等が明らかにされず、ご両親はもとより、多くの市民が市・教育委員会・学校等の対応に不信感を募らせました。本来は市が行うべき調査委員会の進め方に不信を抱いたご両親が同調査を県に依頼したことに、その思いが示されていると思います。</p> <p>よって、市は拙速に条例を作成するのではなく、県の調査委員会の結果を踏まえるとともに、市民、先生、教育者、父母及び子供たち等の声を聴き、十分な議論をもとに、同条例を作成するよう求めるものです。</p>	<p>国の「いじめ防止対策推進法」第28条2項に明記されていますが、今後作成する基本方針の中で示していきたいと考えています。</p>	C
157	<p>いじめに対する防止策・対応策等の規定がきちんと盛り込まれていると思います。</p> <p>本条例の運用をより的確にするためにどうするかを考えていただきたい。そして、取手市民一人一人にいじめへの理解を促すために本条例の活用をお願いします。</p> <p>第3章の責務と役割＝それぞれが責務と役割を果たすための具体的な方法（それが第5章の施策とは思いますが）を運用規定のようなもので明確にした方がよいのではないかと。</p> <p>第7章に「重大事態」という言葉が出ています。本条例を読む人がこの言葉の持つ内容を理解しているとは言いかねると考える。そこで、「重大事態」の内容を附記してはどうか。</p> <p>本条例を市民全体に理解し、活用してもらうために、リーフレットの作成・学習会（家庭教育学級や女性学級、老人会などで）を実施しては。また、保育所・幼稚園・学校では、授業の一環として条例を使った学習の時間をもうける。</p> <p>低年齢の子供には本条例の文言では理解が難しいと思われるので、子供向けにやさしい言葉にしたものを作る。</p> <p>本条例を市民全体に理解し、活用してもらうためのリーフレットは子供向け、大人向けの2種類を作る。以上、思いついたことを述べました。的外れがあるかもしれませんが。本条例によっていじめに悩む子供たちが一人でも減ることを祈ります。</p>	<p>具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
158	<p>嫉妬や妬み等が一番多いのでは、一人一人育つ環境の違う生活の中で、それぞれの毎日がうらやましかったり、さげすんだり、小中学生ではそういう生活を理解するには難しい子ども達もいます。それらを教える事が教師であり、保護者、支援者、カウンセラー等一人は常勤として置いてほしいです。又、いじめる側の子ども達に対しても指導者が必要とするのでは、</p>	<p>具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
159	<p>具体的な支援方法を明文化して欲しい。いじめ防止対策推進法23条第3項に明文化されていますが、いじめがあったことが確認された場合には、当該学校の複数の教職員によって、心理・福祉などに関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又は保護者に対する助言というように具体的に書いてあります。指導や助言も必要ですが、具体的な支援も非常に大切だと考えますので、「具体的な支援」を明文化して欲しいです。</p>	<p>具体的な施策につきましては、今後作成する市いじめ防止基本方針の中で示していきたいと考えています。</p>	C
160	<p>まず子供たちの心に寄り添ってください。色々な家庭のお子さんがいるでしょうし、問題を抱えている子供さんもいると思います。子供たちが平穏で落ち着いて学習できるように、心のケアを中心に支援、指導をしていく。</p> <p>それには幼い頃からの情操教育が必要だと思います。文化的な環境を与える、東京芸大のある取手市はその点では恵まれていると思います。良い音楽を聴く機会を与える、良い絵を鑑賞する。心を打つエッセイなどを読み聞かせる。それを取手市が、学校教育の中で積極的に行うなどしたらいいかなと思います。</p>	<p>具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
161	<p>この条例をつくるにあたって子どもたち、教師など直接教育にたずさわの方々の意見をどれだけ聞く事ができたのか？この条例をみると感じられない。今までの取手市政運営に関して市民の意見を取り入れようとする姿勢が感じられない。全国的に有名になってしまった、いじめ問題ですので、皆さんの大切な意見を参考にさせていただきたい。</p>	<p>条例案策定には、大学教授、学校代表、PTA代表、弁護士、人権擁護委員代表、民生委員児童委員代表、市議会議員代表、学識経験者らによる条例検討委員会での意見を反映しています。なお、中学校生徒会役員からは条例に入れてほしい文言を募集し、条例の一部反映しました。</p>	B

162	<p>いじめをなくす条例を読みました。子供が楽しい学校生活を送る為には大人が助けたり、見守っていたりしていかなければいけないと思いますが、今の学校には問題も多いと思います。まずは先生方が忙しすぎてゆとりがなく、子供達の話聞いてあげる時間がないのでは、と思ってしまう。</p> <p>市ではこれまでの深い反省のうえに、いじめをなくすことを決意されたとの事が書かれていましたが、その為には先生方の補助として各学年の副主任さん(?)などの方がいらっしやると子供達も相談する人が増え、先生方にもゆとりが出来るのではないのでしょうか?</p> <p>精神的な面が書かれている文が多く書かれていますが、市の財政を負担してでも、実際に先生の補助的な方を増やして行く方法も考えていただければと思います。</p>	<p>具体的な施策につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
163	<p>この条例は、子どものためでも、保護者のためでも、先生のためでもなく、「取手市のため」のものなのだなという印象を持ちました。私立学校が条例の対象に含まれていないのも、その表れだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E
164	<p>6条の2「子どもは、命と心の大切さ・尊さを実感し」とありますが、経験の少ない子どもにこのような大切なことを教えるのは家庭であり、学校の教育です。特に家庭では物心がついた頃から、学校では低学年の時代からそれらを教えていかなければ、6条の2のような心は育ちにくいと思います。これを(子どもの責務)としています。保護者・学校・子どもの3つが取り組むべきことだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E
165	<p>表記の件、条例案を拝読させていただきました。亡くなられた生徒については、新聞でも何度も取り上げられており、そのたびに注意深く経緯を見守ってきました。同年代の子どもをもつ親として、無関心ではいられないからです。個人的に言えば、死はとても怖いことです。この死への恐怖は誰にも備わっているもので、それが自殺へのブレーキとなっています。しかし、彼女の場合は、そんな死の恐怖に勝るほどの絶望があったということでしょう。それが何だったのか。その深い絶望に対する洞察がなければ、どのような対策も無に帰するのではないのでしょうか。切り抜いた新聞記事を読み返してみると、彼女は人格を否定されるようなことばを、何度も投げつけられていたようです。人格形成期に、多くの他者から執拗ないじめを受けたら、だれでも参ってしまうのではないのでしょうか。一回切りのことばでも人は傷つくものですが、それが恒常的に行われていたとなると、想像するだけで恐ろしいことです。いじめの発生メカニズムは、どうなっているのでしょうか。いじめ問題はこれほど長く尾を引いているのですから、その研究はかなり進んでいるものと思われま。条例案の第6条には、こどもの責務が謳われており、あたかも子どもの資質がいじめを招いている原因のようにも受け取れるのですが、果たしてそうなのでしょうか。もし、いじめっ子といじめられっ子の構図で片づけてしまうなら、学校という場の問題をスルーすることになるでしょう。私見ですが、教育現場における均質化の圧力(同調圧力)が、子どもたちへのストレスとなり、その反動としていじめが発生しているのではないのでしょうか。いじめですぐに思い出すのは軍隊です。軍隊のいじめは、上から下へと一方的です。反撃を受ける心配のないことが、いじめを助長させています。企業などの組織も似たようなものでしょう。ことわざにあるように、出る杭は打たれるのです。村八分ということばも、いまだに死語ではありません。それに類することが、学校現場には絶対ないと言い切れるのか、その検証が必要と考えます。いずれにせよ、折角条例をつくるのであれば、現在のもてる知見を十二分に生かし、効果の約束できるものにすべきだと思います。その要点は、①いじめの発生メカニズムにかなった対策が講じられているか。②被害者の自死という最悪の事態を回避できる施策になっているか。ということに尽きると思います。子どもが死んでしまったらもう取返しがつきません。その前に、いじめにあっている児童・生徒を学校から逃がす手立ても、当然講じられて然るべきでしょう。新聞記事によると、中学校側は「重大事態」と報告していたのにも関わらず、市教委は「該当せず」と決議したとあります。上位下達だけの組織なら、今後もまた似たようなことが繰り返されるのではないのでしょうか。大人たちの責務として、「いじめで一人の子どもも死なせない」という決意が、求められていると思います。それをみんなで実現できる取手市であって欲しいと願っています。そのためには、いじめのメカニズムに対する広範な知識の共有が必要なのではないのでしょうか。学校が、親が、地域社会が、そして児童生徒にとって、最も注力すべきことは何なのか、その相互理解のもとに最良の対策がとられることを念願します。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E
166	<p>いじめについては、誰でも程度はともかく自身でも身近でも見聞きしてきた体験が少なからずあると思います。その経験からの思いをいくつか書いてみます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分はいじめたことはないだろうか。そんなつもりはなくても傷つけたことはないだろうか。ましてや自分より弱い人に対して。</li> <li>・いじめられたことはないだろうか。いじめられてないふりはしていたけれど、ひどく傷ついていたことはなかっただろうか。</li> <li>・誰かが苛めにあっているのを見て、それで自分のことのように傷ついているのに、その人を助けられなかったことはないだろうか。</li> <li>・イエスが語った言葉が新約聖書にある。「罪がないと思っている人はこの女に石を投げなさい。」</li> </ul> <p>条例を作ることより、どうしたら助けられるのか、それを考えていきたいし、やれることからやっていきたい。事実に向き合うことから始まるので、そのために何ができるかが一番最初にやりたいことです。何が起きているのか、いじている人は、その前にいじめられていた人かもしれない。そういうようにも思うのです。早急に体裁をつくらうより、どうしたらいいのか、現場で実際に苦しんでいる人が今いないか、それを知ることから始めればよいように思います。その知ることすらままならないのですから、怯えて心を閉ざしている人からどれだけ話を聞けるか。そういうことが大事ですし、だったらお前やってみると言われるなら、このコメントよりも何かをすることを選びたいです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E
167	<p>第5章の11条では「子どもの自主的な企画及び運営による活動を推進」とあり素晴らしいと思いました。ここでもやはり、教師がちょっとしたヒントを与える事や後押しが必要かもしれません。そのためには教師の労働時間(過重労働)などの把握も必要だと思います。ぜひご一考をお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E
168	<p>平成23年(2011年)、大津市の市立中学校の2年男子生徒が、いじめを理由に自ら命を絶つという事件が起きた。この事件でいじめが社会問題となり、再発防止の機運の高まりの中、平成25年11月に国会で「いじめ防止対策推進法」が可決成立した。大津中の場合、学校及び市教育委員会の対応について、不徹底な事実解明、主体性の欠如、隠蔽体質等への批判が高まって、大きな社会問題となった。</p> <p>しかし、2015年11月に取手市立中学3年生が自殺した。このことを学校では「思いがけない突然の死」と説明し、日記などからいじめをうかがわせる記述を発見し、両親から真相を究明するよう求められていた。全校生徒にアンケート調査を実施したが、報告書には自殺ではなく「死亡事故」と記載し、保護者会を開かないなど、自殺だったことが外部に伝わることを恐れていたと考えられる。さらに、アンケート調査票でもいじめや自殺にふれないことで遺族の不信感をいだき、翌年7月の第三者調査委員会でも「いじめは認められなかった」と判断するなど、事実を隠蔽しようとしたとみられても仕方がない対応であった。まさに、大津中の事件から何も改善されない、教訓が生かされなかったと考える。今回出された条例(案)は「これまでの深い反省に立ち、いじめをなくすことを決意しました」と書かれているが、本当にこの事件が条例案に生かされているか疑問である。</p> <p>〔I〕条例案第2章(基本理念)第3条に「すべての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち」と述べているが、すべての子どもの問題と指摘した点は評価できる。しかし、この条例案に、いじめが集団の構造的な問題であるという視点や、まず原因を究明してこれに対処するという視点に欠けていると思います。第11条2項の「子どもの豊かな情操及び道徳心を培い心の通う対人交流の素地を養うこと」でいじめがなくなるとはとも思えません。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E

169	最近の報道で 教員の長時間勤務がとりあげられています。子どもの身近で接する先生の役割は大きいですが、これ以上の負担は大変です。	ご意見として承ります。	E
170	条例を決めるのではなく、少なくとも年に1回、各学校で「みんなでいじめをなくすための日」を決め、それぞれクラス又は学年ごとに自由なやり方で取り組みます。その後、校内、各学校間で実践を交流し合う機会を設けることで、お互いに「まねび、学び合う」ことで人を思いやる心を育てることができるのではないのでしょうか。誰にもひそんでいるであろう悪しき心をコントロールできる人間に少しずつでもなるような取り組みを行ってはどうでしょうか。	ご意見として承ります。	E
171	いじめが起きる原因解決のために必要な、肝心な行政としての役割（教職員の多忙化等教育環境の改善等）がうかがえません。	ご意見として承ります。	E
172	いじめについての把握ですが、いじめは今、教職員の多忙さ競争社会の中で子どもと対話の時間が圧倒的にとれないことから来ていると言っても過言ではありません。ここを正すことが求められています。	ご意見として承ります。	E
173	第11条2項で、体験活動の充実を図ることとなっているのはとても有意義だと思います。様々なデータが自然体験活動の多い子どもの方が、社会規範が高いという結果を出しています。一方で、学校の教員だけにそれらの実施を促しても、多忙性や責任論から実施に結びつかない可能性も十分に考えられます。取手市には、小貝川生き生きクラブを拠点に、近隣の小学校や各種団体向けに、ポニー体験やライフジャケット着用体験、Eボート体験等の提供を10年以上実施しています。そこで、教育委員会として、上記のような体験を提供できる団体や活動一覧のリストを整備し、体験に必要な予算を計上し、教員が選んだものを市が調整して実施する体制を組んで頂くことを強く望みます。市内の企業等から、これらの費用に対して継続的に支援頂く制度も併せて検討頂ければ幸いです。	ご意見として承ります。	E
174	学校は、問題を閉ざすのではなく、広く公開していくことを望みます。かつてPTAに関わっていた時に、教育界の常識は、世間一般とは大分かけ離れていると感じました。ある事がなくなってしまふ現実に直面した時、驚き以外の何物でもありませんでした。隠すのではなく、皆様に知らせてください。噂になることを恐れて隠したいのかもしれませんが、それが問題を大きくしていく根源です。すべて個人情報などに重ねて公開を拒む事は、金輪際止めて頂きたい。多くの人の知恵を結集する事で解決策も見えてくると思います。	ご意見として承ります。	E
175	私の友人で18歳の男の子がいます。彼は中学生の時にあったいじめが原因で引き籠る様になり、やがて重い鬱病になり、現在でも治療中です。そんな彼は現在、定時制の高校に通っています。病状が重いときは酷く落ち込み、布団から起き上がる事が出来ず通学が出来ない時もあるそうです。そんな彼にも皆と変わらず「夢」があります。その夢に叶える為にも「資金」や「経験」が必要ですが、肝心の気力や自信や機会が彼にはありません。そこでまた彼は悩み落ち込んでいるように感じる時があります。そんな彼に僕が出来ることは話を聞いたり夢を聞いたりすることだけです。そして、親から日頃支払ってもらっている多額の治療費等にも彼はプレッシャーを感じている様に思えました。そんな彼は、「かつて」いじめにあった人間です。そのいじめによって鬱病になり、理由はどうあれ今でも苦しみ悩んでいます。本題とは論点がずれているところも承知の上ですが、治療費の援助や免許取得等の資金援助、就学支援や就職支援等のサポートを積極的にしてあげられる、彼の夢を応援してあげられる取手市になったら良いなと僕は思いました。そして何より、そんな彼とも平凡に楽しく笑って過ごしている時間が僕は大好きです。	ご意見として承ります。	E
176	条例案第13条には、いじめの事実を確認した時、学校及び教職員はどのような指導、支援をするのか、具体的に述べられていない。適切な指導、必要な措置、適切な対処とはどのようなものなのか。 各学校が出している「いじめ防止基本方針（概要）」によると、いじめ発見時の対応組織として、緊急いじめ対策（解消）委員会を設置し、事実確認調査・情報収集・情報提供・対応の検討などが取り組まれることになっている。条例案をみると、いじめを「いじめの具体的行為」の問題としてのみとらえ、いじめの原因やその背景・事情を十分に把握し、探求してこれに対する手立てを講じるという視点が欠けていると考える。 いじめが起きた時は、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども等の二者間の問題としてのみとらえるのではなく、集団の指導者である教師を含め、周辺の子どもを含めて、いじめが発生した集団の特性ととらえ、いじめの手立てや集団の特性を変革する対応が必要ではないのか。 いじめをなくすための条例（案）ならば、いじめ防止のための施策とともに、いじめの事実確認調査など、いじめの真相が明らかになるような条例にしてほしい。藤代南中学校のいじめ防止基本方針（概要）を見ても、十分な対応ができるとは思えない。藤代南中の場合のようにならないための条例にしてほしい。 実際、藤代南中の問題では、いじめの原因を探求しようと情報収集や事実確認がなされたのでしょうか。3月卒業を待って、卒業させてしまえば、事は収まる。学校だけでなく市・教育委員会も含めて事実を隠蔽した対応だったのではないのか。	ご意見として承ります。	E
177	条例案は弱者（子ども）と権力（大人や組織）の身近さに欠けている。法律や他の自治体の組織の運用などを参考として、条文や文言の整理・変更を加えてみた。一部言葉が踊り、組織を肥大化させるばかりで、親権を行う保護者が子どもを安心して義務教育を受けさせることができる学校環境となる学校設置者及び学校の教職員の直接的方策として、いじめをなくす政策の揭示は少なく条例として、実効性に欠けている。学校、教育委員会、市におけるいじめをなくす覚悟が少なく見える。	ご意見として承ります。	E
178	学校の教職員も学校内における条例案第2条が示す、こどもを現に監護する者で保護者としての立場と教育の管理下（部活、校外活動などを含む）における、子どものいじめの事実や疑いを把握したときは組織及び保護者に連絡、報告をし、指導教育をしなければならない現状から（条例案第14条）今の担任制度では大人（教師）の責任加重が大きく、条例案第14条の研修で質の向上を図っても教師の移動制度を考慮すると取手市で実施すべき政策で根本的な質向上は時間的にも現職教師を追い込む政策となるため取手市はなく茨城県の政策と考える。	ご意見として承ります。	E
179	前文の深い反省の必要は取手市ではなく教育委員会の一部の者であって、いじめのない取手市にするためには市長を頂点とする、いじめをなくす覚悟を条文に示すことと考えます。 条例案を整理変更を加えたものと陳情を議会に提出したので意見書などを添付します。 尚、条例案にはいじめた子どもの処罰は明示されているがいじめられた子どもの保護及び居場所や指導の方法の明示や関係者の処罰などが示されていない、残念である。	ご意見として承ります。	E
180	この条例は、平成30年4月1日から施行される。 この条例施行後、3年を目途として検討が加えられ、必要に応じて改訂する。（追記）	ご意見として承ります。	E
181	社会的要請にきちんと応えること（教育環境への対応）	ご意見として承ります。	E
182	何故、組織が機能しないのか、この面からの検証が必要であります。	ご意見として承ります。	E
183	・すべての子ども達をいじめから守るための条例だと思いますので、この条例は大人を目線からではなく、子供目線からでも言える様な条文であってほしいと思います。 ・この条例をもとに親と子がいじめについて話ができる事のきっかけになればと思います。ぜひご検討ください。	ご意見として承ります。	E

184	<p>いじめ防止対策推進法を全て明らかにすること。 生徒条例 市への条例 教育委員会への条例 市立学校への条例 保護者への条例 関係事業者への条例 をそれぞれ作る必要がある。 それぞれの条例の文章は、それぞれの条例や、立場に合わせて書かなくてはいけない。本第以外は、日言葉 で□とかでも構わないとする。 法〇〇条という書き方は駄目。その都度同じ内容を正確に書く必要が有る。前に□って確認させる文章体で はいけない。 第5章の2 □□□□の具体例がない 明らかにすべし □□□□方法 対処方法, 相談体制の整備, これを合わせて提示しなければいけない。 第6章の組織 それぞれに応じた条例を□□ 優れた識見するもの-とはどういう□□なのか解らない。 【□は判別不能の文字】</p>	ご意見として承ります。	E
185	<p>完成されたそれぞれの条例は 冊子にして配付すること 説明や□□を □□の様に併せて行なうこと 【□は判別不能の文字】</p>	ご意見として承ります。	E
186	<p>取手市のいじめ条例案を拝見しました。感想などを申し上げたいと思います。 いじめというのは今の社会をみると、子供の世界ばかりでなく、地域や職場などでの大人の世界でも大変 多くあると思われます。その理由として貧困や格差社会、ストレスなど社会構造からくる弱者に対するいじ めなど様々あると思います。子供の世界だけにあるものではないですね。その中でせめて子供の世界だけ でも取手市が「いじめをなくすことを決意した」とあるのは評価できます。 条例案を読み終えて、最初に思ったことは、「これができることによっていじめがなくなるのだろうか？ なくならないだろうなあ。」でした。又、子供の責務がありますが、子供にいじめを起こさせないようにす るのが大人の責務であると思います。 テレビで藤代中の出前授業の様子などが放映され、他の中学校でも実施されるとか。条例案に書かれている 研修や啓蒙などに一步踏み出していることには、決意の本気度を感じます。継続できることを祈ります。 いじめは早期発見が大切だと思います。いろいろな専門家や相談委員の設置ももちろん大切です。それよ りも毎日子供たちに接する教師が、子供たちの休み時間の様子を見る時間もないまま忙しく動き回っている のが現実であり、子供の様子が見えにくくなっているのではないかと思います。教師が子供たちとじっくり と向き合える時間をとれるようにすることがとても大切だと感じます。教師と子供たちの信頼関係があつて こそ相談ができ、早期発見につながるのではないのでしょうか。そんな信頼関係ができる余裕を持った環境作 りを工夫してほしいと思います。とにかく日々頑張っている先生方に子供と向き合える時間的余裕を持って もらいたいと願っています。条例ができることによって、連絡だ、報告だ、あれやったか、これやったかな どと教育委員会に追われ、ますます現場の余裕がなくなるとは本末転倒ですので、そのようなことのないよ うにお願いします。 最後に、昨年の夏に日本の色々な所へ旅行に行きました。茨城県取手市から来たというと教育委員会のこ とについて散々なことを言われてとても恥ずかしい思いをしました。教師の資質の向上に努めると条例案に はあり、研修も計画されるでしょうが、それと同様に教育委員会の資質の向上に努めてほしいものです。</p>	ご意見として承ります。	E
187	<p>女子中学生の自死をうけ、今回の条例案について僭越ながらご意見申し上げます。前文にあります、「すべ ての子どもは、その命と心が守らなければなりません」とするならば、いじている子どもも当然守られるべ きであります。いじめをしなければ「自分を守れない」からです。そのような状態に追い込んでいく大人(社 会)が背景があることを大人はもっと認識しなければいけないと思います。なぜいじめが常態化しているの か、なぜだれにでも起こりうることなのか。いじめのある日本社会の仕組みを、大人自身がたくさん勉強し ていく必要があるし、条例を作るよりもそこからはじめなければならないのでは？そもそも「いじめが子 どもだけに起こる」ような表現は間違いです。なぜなら、子供から悪くなる社会はありえないからです。まず は大人社会を見直し、改善する意識がなければ話は進まないし、いじめはなくなるとは思います。子ども の健全化を叫ぶ大人の方が健全でなければ本末転倒です。子どもは大人を見て育つものです。健全でない大 人の助言や指導など、いい迷惑です。上記理由により、条例の全般の見直しと、第6条の削除を求めます。 条例にかかわるすべての方が「自分は健全か？」と自問してほしいです。そういう大人の姿勢は必ず子供に 伝わり、条例なんてなくてもいじめはなくなると確信します。こどもだからと舐めないでほしいです。</p>	ご意見として承ります。	E
188	<p>今回のいじめ問題の大きな問題点は教育委員会の対応の悪さにあったのでは。教育委員会の任命制に問題が あるのでは。 これまでの深い反省の上に立ちとあるが、どの様な検証がなされたのかが示されていない。 いじめをなくすことを決意しましたとあるが、なぜいじめが起こるか分析されていない。 もっと具体的に教育環境をよくしていかなければいくら条例を作ってもいじめはなくなるのでは。 子どもに責務を負わせるのではなく、どの子も安心して楽しく学校に通える様にするのが我々大人の責務な のでは。</p>	ご意見として承ります。	E
189	<p>取手市はいじめ、自死事件解明に対し、当事者能力がなく、県に丸投げの状態です。県では調査が始まっ たばかりです。それなのになぜ早急に条例案を作らなければならないのか、理解できません。ましてや肝心 の自死への対応の間違いについて今日まで検証・総括は公表されていませんし、教育長も責任をとっていな いし、教育行政の実質最高責任者の市長は被害者家族に謝罪の言葉もありません。 この条例案の策定は早急すぎるため、取り消すか、県の報告が出てから、その中身をよく検討してからに してください。 あえて条例案について触れれば、前文にある「これまでの深い反省の上に」とありますが、検証も総括も 出ていないのになぜこんな文言が出てくるのかわかりません。全体的に上から目線が感じられます。子ども に対する罰則など、とんでもない条件案です。 ぜひ撤回していただきたい。</p>	ご意見として承ります。	E
190	<p>条例策定でいじめはなくなるのか？疑問です。 拙速な条例策定はやめ、どうすればいじめをなくせるか、十分に時間をかけ、条例の必要性があれば、広範 な意見を聴き、「案」をまとめるべきだと思います。条例ありきでない方法もあると思います。またこの問 題では、全国的に注目されている取手市です。拙速的なやり方はやめてもらいたい。</p>	ご意見として承ります。	E

191	<p>本条例（案）前文に「・・・これまでの深い反省のうえに立ち、いじめをなくすことを決意しました。」と記載にあるように、取手市の本条例制定の動機は、市立中学校での、いじめ・自死事件にあるものと思われる。事件の「深い反省」の上につくことは当然ながら、その反省の上立つとするならば、いじめ・自死事件について反省・検証が行われなければ、「深い反省」は、言葉だけで終わってしまいます。今回のいじめ・自死事件について、市長及び教育委員会が、事実に基づく反省・検証を行った事実は、市民に対しても、議会に対してさえ、公式に報告されたことは確認できません。市長・教育委員会は、今回のいじめ・自死事件によって、両親と関係者に耐えがたい悲しみを与え、さらに、市長・教育委員会によるいじめ事実の隠ぺいは、2重3重の悲しみと苦しみを与え続ける結果となりました。全国ネットで繰り返されたいじめ・自死事件の報道によって、取手市教育行政に対する批判と怒りは、取手市民ばかりか全国に広がり、取手市の名誉を大きく損なう結果ともなりました。市長・教育委員会が、両親からの信頼を失う中で、ご両親は、取手市の責任で行うべきいじめ・自死事件の調査を、茨城県に求めざるを得ませんでした。このことは、両親からの信頼をなくした取手市が、信頼回復への努力もなく、いじめ・自死を調査する能力も意志もないことを示すものでした。未来ある中学生がいじめによって命をなくすという事態を招いたにもかかわらず、市長・教育委員会もいまだ誰一人として、責任をとることなく、総括も検証もしていません。現状のままの取手市及び教育委員会が、真にいじめをなくすための条例ができるのか極めて疑問です。茨城県に委託したいじめ防止対策推進法に基づく調査結果を受けたのち、取手市において再発防止策を中心に検討するとしています。それにもかかわらず、生かすべき調査結果を待たずに、実施中のパブリックコメントを経たうえで、3月議会で条例を議決するというのは、順序がさかさま、あまりに拙速です。〈結論〉① 起きた事実について反省・検証もなく条例制定の前提条件が全く整っていない、現時点での本条例制定そのものに反対、条例制定は、必要条件をみたした上で検討すべきものです。</p>	ご意見として承ります。	E
192	<p>条例(案)は、いじめの事後対策と、子どもにまで責務を負わせる等、教育的観点欠落した取り締まり的要素が強いものとなっている。最も必要な「子どもへの行き届いた教育」によって、いじめを無くす内容にすべきです。条例(案)の内容も根本的に見直すべきです。</p>	ご意見として承ります。	E
193	<p>ただしこれは「いじめ」という行動が起きることを前提としてまとめ上げた文章であり、何となく「かゆい所に手が届かない」というか根本的な問題に届いてない気がしてなりません。</p>	ご意見として承ります。	E
194	<p>私は「いじめ」の根底には「子供の貧困」ひいては「格差社会」の問題があると思っています。毎日の食事にも困っているような子供が、リッチな生活で両親や周囲の愛情にも充分恵まれている子供を見たら何を感じるでしょうか。逆にリッチな子供達の立場では貧しい子供達を見下すような「いじめ」につながる行動をとるかもしれません。双方からの「いじめ」が予測出来ます。</p>	ご意見として承ります。	E
195	<p>結局は政治の問題につながるのではないのでしょうか、「格差社会をなくす、子供の貧困をなくす」ことをまずは考えなければならぬと思います。条例以前の問題です。政治家の皆さんには格差是正に取り組んでいただき、目の前の「いじめ」ではなくて長い目で見ていじめがなくなるよう努力していただきたいです。</p>	ご意見として承ります。	E
196	<p>この条例(案)を読ませていただきました。第1章から第8章の補則まで「いじめをなくす」ことについての問題点を網羅していて、素晴らしいとは思いました。条例としてはこれで充分です。</p>	ご意見として承ります。	E
197	<p>いじめ問題は深刻なものです。ことにいじめられた当事者にとっては人格形成に支障をきたすこともあり、人生に大きな影を落とすことにもなります。そのことで当市が立ち上がられたことは評価すべきと感じています。この度の「いじめ条例」は、子供の社会のことに絞られがちですが、その根源をたどれば、私たち大人の問題であり、この国の文化の問題であるといえます。パブコメへの意見は子どもの問題、学校の問題が多いものと思います故、私は社会の問題、この国の文化の問題から意見を述べさせていただきます。今回の条例制定は藤代の中学生の自死がきっかけと思いますが、事件後の関係者の反応、対応に、私たちの社会、文化の特質が表れていると考えます。</p>	ご意見として承ります。	E
198	<p>取手市のいじめ条例について若干の意見を述べさせていただきます。 藤代南中で起こった女子中学生の自死事件は、取手で起きたということでもかなりのショックを受けました。さらに自死ということがわかった時点で、学校や教育委員会の対応についても失望しました。今まで全国で中高生の自殺事件が起きた時にも、隠ぺいしようとした学校、教育委員会がありました。その場合と取手市も同じで「いじめはなかった。」と当初判断し、対応していたということがマスコミの報道でも明らかになっています。そして、経過の中で女子中学生のご両親が市の対応に失望し、文科省に訴え、さらに調査委員会を茨城県に委託したということは、1市民としても納得のいくところです。このように、市がとったいじめ問題に対する対策は誠意がなく、当事者であるご両親も納得できない内容であるのなら、いじめ対策は県の調査が終わり、ご両親の納得のいく結果が出てから、条例制定に持っていくべきではないのでしょうか。ご両親からの信頼を全く受けられない取手市や教育委員会は真摯に反省し、以後このようないじめ問題、さらにいじめ問題の事後対策の不備さが再び起こらないように十分に検討し、それからの条例制定でも遅くないのではないのでしょうか。その意味でこのいじめ条例は、茨城県の調査委員会が終了してからの検討制定を願うものです。さらに、内容についても国の法律を前提とするだけでなく、広く専門家や市民の考えを聞き、討論して作ってほしいと思います。</p>	ご意見として承ります。	E
199	<p>自死された少女の死亡原因を「いじめはなかった」と結論づけた経過などもあきらかにすべきだ。それがなくてどうして深い反省といえるか。この問題について今県教委扱いとなっているが、そうなってしまった市教委の見解を知らない。いやしくも藤代南中の取手市教委の新たな「出発」の決意が見えてこない。こういう中でいじめ防止条例は空虚だ。第6条は不要だ。少なくとも「条例」に子どもの責務は入れるべきでない。「教育」ではなくなる。11条2と(2)子どもの自主的な企画・運営・推進とあるがその具体策を問う。ほんとうに子どもの自治を育むことを考えているか。第14条 教職員の資質の向上とあるが、教職員の自由・自立・自主・自治を保障しなければ真の資質向上はありえない。いかがか。以上 とりあえず、少なくとも県が◆◆さん自死の調査結果を公表するまで条例制定は急ぐべきではない。 【指導課記述：◆については個人情報に当たる部分です。】</p>	ご意見として承ります。	E
200	<p>条例制定の前提について ◆◆さんの事件があって、それがまだ結論を得ない状況で、早急に条例を制定する必要があるのか。この事件を通して、取手市のいじめ対策の不備などが明らかになると思うので、それらを加味した上で新たな条例策定に臨むべきではないのか。 全体的なこと 教師と子どもがじっくりと向き合い、話し合う時間的余裕がないのが、今の学校の大きな問題だと思う。そのことをきちんと条例に書き込み、時間的余裕を生み出すような取組を条例に書き込むべきではないか。 【指導課記述：◆については個人情報に当たる部分です。】</p>	ご意見として承ります。	E
201	<p>取手市はいつ反省をしたのですか？ いじめは今までもずっと問題になっていたのに、メディアにさわがれたからといって条例だけ作ってやりましたという態度はどうでしょうか。いじめの防止にずいぶん重点がいつているようですが、今までの事例を見ても、いじめの未然防止などは簡単なことではないでしょう。教育委員会も取手市も基本に戻って、教育基本法にそった学校教育を実現してほしいです。 子どもたちが主役です。教師やおとなが主役であってははいけません。一人ひとりを大切に教育こそがいじめを生まない学校だと思います。自分が大事にされていたら、いじめなんかしない、自分が大事にされていないから他の人をいじめて、自分を安心させているんだと思います。子どもたちに上から条例を押しつけるようなやり方は反対です。まずは子どもに意見を聴くような政策や方針を望みます。子どもであっても憲法13条で個人として尊重される存在であることをおしえてあげるべきです。</p>	ご意見として承ります。	E





205	<p>未来ある一つの命がいじめにより失われたことは誠に痛ましく、悔しい思いでいっぱいであり、二度と同様のことが起こらないことを切望する一人です。しかしながら、この条例案を見る限り、これでよいのかとの思いでいっぱいです。</p> <p>「これまでの深い反省の上に立ち、いじめをなくすことを決意しました」とありますが、どのことに対し、どのように反省をしたのかさっぱりわかりません。</p> <p>特に第6条（子どもの責務）については全く理解に苦しみます。</p> <p>第13条2(2)は全く教育的ではないと思います。</p> <p>他諸々ありますが、この条例は子どものこと、教育のことを理解していない人たちが作ったものと思えません。そもそもどうしていじめが起るのか？解明されていません。いじめは絶対悪いことであり、あつてはいけません。その事をはっきりさせなければいけないけれど、どうして起るか根本を考えて欲しい。特に今のいじめは貧困・格差と競争社会の中で起る。これは現在の国の在り方、大人社会のいじめ構造に起因していることを認識する必要があると思います。子どもは大人を見て育っていきます。でもこれは大きな問題ですから…。</p> <p>日本は子どもを大切にしていない、教育費をケチっている、先進国の中では教育費は下位ということ。少人数学級(35人以下)にし、先生が子どもと向き合い、寄り添って接することができるようにする、これだけでいじめは半減すると思います。ヨーロッパではクラスサイズは20人以下。校長も自分の学校の子どもが一人一人わかるという国もある。学校の教師全てが一人一人の子どもがわかる。これは現実の話です。子どもと教師、教師同士、教師と保護者の信頼関係が生まれる。地域で子どもを育てるというシステムが機能しています。しかし日本は統廃合で学校をなくし、教師を減らし、学校はブラック企業化（昔から）、教師は長時間労働、多忙、評価され、子どもに目が向けられない状況です。とりしまりの内容の強い条例でいじめは防止はできないと思います。「子どもへの行き届いた教育によっていじめをなくす内容」のものにするよう、もう一度時間をかけて考えてほしいと思います。拙速に条例を作ることに反対です。</p> <p>※少人数学級にする ※教師を充分確保する等市の教育予算を増し、教育条件、環境を整えることが先決と思います。</p>	ご意見として承ります。	E
206	<p>中学生の児童がなぜ自殺しなければならなかった状況になってしまったのか、悲しくて重くつらい事態です。せめて誰かに相談していたら、話を聞いてくれる人がいたら、気持ちを受け留めてくれる人がいたら、日常生活の中でちょっとした事でいじめにあう場合があります。いじめは一人に対して集団でいじめるので最低であり、卑怯な行いであり、絶対にやってはいけない事、いじめをなくすための条例は必要だと思います。</p>	ご意見として承ります。	E
207	<p>「取手市みんなでいじめをなくすための条例（案）」を読ませていただきました。</p> <p>「すべての子どもは、かけがえのない存在であり、その命と心が守らなければならない。」全くその通りです。その為に市、教育委員会、市立学校（私立学校）子ども保護者教職員が協力しあうことが大事とつくづく感じます。</p> <p>第3章 責務と役割、第5条-3、日頃から子どもの様子を細心の注意を払って把握するように努め、いじめの事実の発見に取り組まなければならない。傍線部の解決については先生方の多忙がネックになると思います。先生方の職場環境の充実、サポート教諭の充足などが必要と感じます。</p> <p>第7章「重大事態への対処」とありますが、2015年におきた◆◆さんの件について明らかにできることは全て明らかにして欲しい。そこからスタートと思われれます。</p> <p>【指導課記述：◆◆については個人情報に当たる部分です。】</p>	ご意見として承ります。	E
208	<p>マスコミによると、◆◆さんの件は、取手市の対応がまずく、親御さんが信用できないと、県にまかせたようですが、その結果は出ているのですか？しっかり反省して再発防止に努めて下さい。条例を作ることに意味はあるのでしょうか？疑問です。教育現場にいたものとして、教師が、子供たちの様々な問題にじっくり対応できる環境整備の方が大切だと思います。</p> <p>子どもの責務？子どもに責務を負わせるのですか？この原案を作った人たちは本当に子どものことが分かっている人たちが作ったのですか？色々な団体の代表1人が参加しただけで、&lt;子供にかかわる人たちみんなの意見を聞きました&gt;みたいに出されてくる事に疑問を感じます。</p> <p>対象を、公立の小中学生だけにしていることで、取手市に住んでいる子供全員を見ていない、教育委員会の管轄だけでよいというのも引掛かりました。</p> <p>子どもたちにかかわる人たちはもちろん、市役所や市議会の方々が高い人権意識を持って仕事をさせていただきたいと思います。そのための研修をきちんとしていただいて手本を子どもたちに示して欲しい。パワハラもいじめであることを自覚してほしいです。</p> <p>【指導課記述：◆◆については個人情報に当たる部分です。】</p>	ご意見として承ります。	E
209	<p>取手市が行うパブリックコメントの本気が信じられません。前回の場合もまじめに考えて出したことに対し何の反応も感じられず一応市民に聞いてみたよということなんだと思いました。</p> <p>テレビであれほど何回も今回のいじめの件が報じられて市の責任者の方々は恥ずかしいとは思わなかったのですか。取手市の教育委員会では正しい問題意識がないまま国からの指導で県にまかせてしまうしかない取手市の状況絶望的です。最高責任者はどなたですか。そのお任せした県レベルでまだ調査中というのに今回の条例を出してきたのも腑に落ちません。</p> <p>子どもたちのいじめがどんな状況の中でおきているのか、学校生活やまわりの大人達の生活などとても大きな問題がありむずかしい中で第6条の子どもの責務の部分がとても気になります。</p>	ご意見として承ります。	E
210	<p>この条例案を今出すことに疑問を感じます。</p> <p>いじめの問題で市の教育委員会では対応できなくて県で第三者委員会が開かれていると聞きます。その報告が終わってからで良かったのではないかと思います。りっぱな条例を作っても、それがいかされなければ、いんべい体質は変わらないのではないかと思います。</p> <p>第3章、責務と役割のところ、 子供の責務、第6条、2、3の文章について 子ども達がおかれている状況を本当にわかっている方が書いたのか疑問。いじめを受けて死くなる子どもたちは、親にも言えない、先生にも相談できない、いじめている子たちにも……。問題がおこった時、担任まかせでなく、先生たちが集団で相談、対処できる学校であってほしいと思います。</p>	ご意見として承ります。	E
211	<p>なぜいじめが深刻化しているのかが分析がされていないと思います。いじめの背景には必ず今の社会が抱える様々な問題が関係し、特にいじめる側にそのことが見えない形で覆いかぶさっていることがあります。現代の格差社会がもたらすストレスは子どもにも、大人にも、家庭にも、学校にも、職場にも、あらゆる場面でのしかかっている現実を踏まえていじめに取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>※ いずれにしても、条例ができたからそれで終わりと言うことではなく、そこから何をすべきか、何ができるのかを具体的に実行していくことこそが問われるのだと思います。</p> <p>二度といじめによって命を落とす事件がおこらないことを切に願います。</p> <p>何よりも現場の教師がゆとりを持って子どもに接していける環境づくりに、市を挙げて取り組むことこそが、深い反省のうえに立ってやるべきことではないでしょうか。</p>	ご意見として承ります。	E

212	<p>今回のいじめ・自死問題は、全国ネットで報道され初めて知りました。私たちの地域でも“いじめによって自ら命を絶った中学生がいた”と驚かされ、同時に本人の無念さ、ご両親の悲しみ・心痛はいかばかりかと涙しました。</p> <p>取手市の調査委員会はすでに解散し、取手市は県に調査委員会設置を委託。遺族に心寄せる対応に欠けたのではないかと、残念に思います。2013年9月「いじめ防止対策推進法」が施行された以降も、生徒のいじめによる自殺がなくなり、”進まぬ情報共有”が問題となっているようですが・・・</p> <p>条例（案）の中で、”すべての子どもは、かけがえのない存在であり、その命と心が守られなければなりません。ここに、私たちは、子どもをいじめから救うために、子どもが健やかに成長できるまちをめざして、この条例を制定します。”とあります。ほんとうにそうであってほしいと思います。</p> <p>いじめの防止策であれば 県に委託している調査結果が出て、それを公表し、市民がさらに検討できる時間をとるべきではないでしょうか。3月議会での決議は性急すぎます。</p>	ご意見として承ります。	E
213	<p>条例（案）を読みました。</p> <p>まず、国のつくったものをなぞるだけのものという形は取手市として恥ずかしくないのでしょうか。そのことを初めに指摘いたします。</p>	ご意見として承ります。	E
214	<p>次に前文4行目、これまでの深い反省のうえに立ちの一言ですが、様々な情報で取手市の対応がいかにひどいものであったかは多くの市民の知るところとなっています。このような一言ですまされる程の反省では市民は納得できません。具体的な反省が求められています。</p>	ご意見として承ります。	E
215	<p>取手市のいじめをなくすための条例（案）を読んでもいじめ問題の多い条例だと思いました。しかし、問題の本質はそんなところにあるのではないと思います。条例を作れば（それがすばらしい条例であったにしても）問題の解決に結びつくとは思えません。人を育てる教育の現場でいじめで死ぬ子がでるというショッキングな出来事がどうして起きてしまうのか考えることが先ではないでしょうか。</p> <p>そのためにはまず現場の声をよく聞き、実態を把握することだと思います。（いじめに関してだけでなく）先生方が分断され、毎日過労死になりそうなほど忙しいなかでは、有効な手立てはとれないように思えます。先生方がお互いに教育の内容や子供達の状況についてしっかり話し合い対策をとれる時間を確保することが先決ではないでしょうか。現代のような大変な状況下では教師も子供も親も追い詰められています。お互いの信頼関係を築けるような場をつくるゆとりこそが大事です。それを後おしすることが教育委員会の仕事であり、一番有効な手立てだと考えます。</p> <p>私のつたない経験から言えば、一番有効だったと思うのは、親からの要望もあって、クラスで親子で一緒につくば山で一泊の合宿をしたことがありました。これは親達がいじめっ子と思っていた子の良い点を見直すきっかけになったり、お互いに親になったりしてその後の人間関係を築くのによい効果がありました。子供同士の結びつきも強くなり、クラスの運営もうまくいきました。卒業後、クラス会を開いた時には、親達が私達も開きましょうよと言って、招待してくれたこともありました。ゆとりを作るだけで解決できる問題ではありませんが、子供のことを一番大事に考える視点でお願いしたいと思います。</p>	ご意見として承ります。	E
216	<p>先の中学生の自殺問題で、取手市の対応はご両親に深い不信感を与えました。県の調査委員会の結果も出ていないのに、何を検証し、何を反省していじめをなくすというのでしょうか。なんでこんなに急いで条例を作ろうとするのかサッパリわかりません。しっかり検証し、反省し、その上で条例は考えれば良いと思います。</p>	ご意見として承ります。	E
217	<p>今回取手市で「みんなでいじめをなくすための条例」作成について意見公募をしている事を知り、少し意見を申したいと思い、ここにコメントを提出させていただきます。私は、すでに子供も中年の域に達しているシニア世代の一人です。2人の孫を持つ身として、いじめに関しては大変な関心を持っています。私も幼い頃いじめられた経験があります。いじめはほんのちょっとした事がきっかけで起こりうると思っています。何かちょっと人と違う、おしゃれだったり、ピアノが良く弾けたり、可愛かったり、優れていたり、又その逆もあると思います。取手市では、今回とても悲しい重大いじめ事件があり、広く世間をにぎわしました。私もそれを知って大変驚きました。藤代南中での自殺事件、彼女を教えていたピアノ教師は、私のとても親しい友人です。中学生の彼女自身、両親様共々、大変優秀で素晴らしい方々と聞いております。そんな彼女がこのように悲惨な目にあうとは、なんともやりきれません。おそらく今回の事は羨ましいの変形からいじめに至ったのではと推測しています。残念でなりません。いじめをなくすには？ 直接いじめとは関係ありませんが間接的に関係大と思っていること。中学校の部活の在り方に疑問を持っています。朝練に放課後、土日の部活、これってどれだけ必要な事なのでしょう。貴重な中学生生活の大半を部活に費やし、人として豊かに生きていっても、本を読む暇もなく家族で旅行に行くのはばかられるような部活動は、一番感性を磨く思春期に大変な弊害をもたらしています。そしてそれは生徒ばかりでなく教師の皆様方にも影響してきます。先生方は忙しすぎて、結果子供たちにじっくりと目をむける暇がないのです。それゆえこのようないじめ自殺事件まで起こってしまう現実があります。今回の事がこの理由であるという事ではなく、一般的な理由として述べています。部活は、週に3日、土日は休むなりの学校生活を望みます。先生方をもう少し解放してあげてください。先生自身も学習する時間が必要なのです。</p>	ご意見として承ります。	E

218	<p>はじめに、取手市のいじめ問題に対する対応については、全国が注目することとなっていると言わざるを得ません。それは単に、標記「条例（案）」の内容のみならず、これまでのいじめ問題への混迷した経緯をどのように反省し、その原因を究明して、その責任を明確にして、それが新しい「条例案」にどのように反映されているかにあると考えられます。</p> <p>このような視点からは、条例案策定の前提というべき、「立法事実」についての認識内容の確定が必要不可欠と考えられます。その「立法事実」についての内容を明らかにすることが必要不可欠と考えられますが、今日までこの問題に関する報告書のようなものは公表されてはいません。まことに憂慮すべき事態と言わざるを得ません。教育委員会及び教育長等の教育行政に直接携わっている人々、取手市の教職員への不信感がいかに深刻なものとなっているかを認識し、その反省の上で、条例案を策定するのが「常識」と言わざるを得ません。また、条例案の策定にあたっては、既に成立している「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」との関連を慎重に検討、特に取手市のいじめ問題の経緯と対応との関連で、さらに付け加えなければならない事項があるか、否か、その可能性について慎重な検討が必要と考えられます。</p> <p>本意見は、子どもの生命に係る深刻な問題であることに留意し、意見の公募に応じたものである。</p> <p>これまでの経緯と立法事実 事件発生以来の対応とその効果に関する報告書の作成の必要性</p> <p>本事件が発生したのは、平成27年11月、取手市に在住し、取手市内の中学3年生の◆◆◆◆◆さんのいじめによる自殺が発端であった。当時、既に、『いじめ防止推進法』が成立、施行されていた。同法との関連で、教育委員会、教育長の教育行政に携わる者、教員等が、どのような検討をしてきたか、その結果、どのような効果があったか、これらの問題については、少なくとも最小限の報告書としてまとめることが、条例案を策定する前提問題と考えられる。</p> <p>教育委員会の議事録を精査しても、かかる問題についての審議の状況を伺うことはできず、教育長の調査、検討、対応措置の状況の確認は困難である。例えば、取手市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する学校教育の充実の点検評価の結果については、本件に関連した学校教育の充実については、詳細な記述すら見当たらない。</p> <p>特に、「自殺」という最も深刻な事態であったにもかかわらず、「重大な事態」ではないと誤認した原因と関係者の責任問題については、初歩的な問題として認識、検討すべき問題と考えられる。そのことを認識することなしには、少なくとも「取手市」の「取手市みんなでいじめをなくすための条例（案）」の作成はできないと考えられる。</p> <p>私は、前記「事件発生の背景と内容、事件発生後の対応をその効果に関する報告書」の作成が必要不可欠と考えられる。このような報告書の作成は、一部の関係者の名誉を傷つけるとの恐れもあるが、この点については十分な配慮の方法について検討することができる問題である。</p> <p>前記「報告書」は、報告書としての形態を採らなくても、少なくとも、取手市の「いじめをなくす条例（案）」の策定には、条例策定の前提条件として必要不可欠な作業と考えられる。</p> <p>【指導課記述：◆については個人情報に当たる部分です。】</p>	ご意見として承ります。	E
219	<p>条例案の内容に関する意見1) 法律との関連 通常、条例は、法律の枠組みの範囲で策定されるが、「取手市」のみんなでいじめをなくすための条例」の策定にあたっては、いわゆる「上乘せ」、「横出」条例の可能性についても検討の必要があるのか、否か。一般的には、条例策定の作業は、法律の枠組みのなかで、地方の特殊性を踏まえて策定される。しかし、本市では、これまでの経緯からすれば、余りにも恥じ入るような経緯をたどってきた。この特殊な事態の分析と反省を踏まえて、単に「いじめ防止法」の枠組みの中で検討するだけでなく、取手市に特別に検討しなければならない問題があるか、否か、この問題について調査、「取手市」の「みんなでいじめをなくすための条例（案）」を策定する必要がある、と考えられる。「いじめ防止法」と関連規則、運用方針については、周知のところであるが、取手市のこれまでの経緯からすれば、特殊な事実として、以下の点が指摘されてきたところと考えられる。教育行政に携わる者に、「誤りあれど、責任を採る者なし」。単に、辞職すれば、免責されると考えるのではなく、今回の経緯と反省に基づいて、新しい対策を検討する必要があるのではないか。教員への指導方針と教員の在り方、特に、いじめ問題の社会的背景をどのように認識して、教育実務に生かしているかが問われていると考えられる。これらの諸問題を取手市の学校教育でいかに対応してきたか、またその効果がいかなるものであったか、これらの分析を通じて、「取手市」に固有の特殊な問題があるか否か。少なくともこれらの諸問題を分析して、法律の内容を実施すること念頭に「条例案」策定してはならないと考えられる。今回、的確な委員によって構成された「条例案」検討委員会が発足することとなったので、これらの諸問題についても、慎重な検討がなされるものと期待している。本条例(案)の名称は「取手市みんなでいじめをなくすための条例」とされているが、その趣旨には全面的に賛成である。しかしいわゆる「いじめ」をなくすためには、直接的には、生徒相互の関係、生徒と直接に接触する教師との関係であり、この関係における対応策は、比較的に明確にすることができると考えられる。しかし取手市の住民がどのような方法でいじめをなくすための寄与、行動をすべきかは、必ずしも明確ではない。この問題は極めて困難な課題と考えられるが、専門家の委員によって具体的な検討と対策を明示していただくことを強く期待している。その他の課題として、「いじめ」の定義の当否についても、取手市においては拡大させる必要があるのか等も検討されるよう期待している。非常に素朴な感想、期待を中心とした意見であるが、資料が不足、特に「教育委員会の議事録」が余りにも簡潔、議事の結論の記載が中心のために、どのような検討がなされたのかが明らかではなかった。この点については、改善されるよう期待している。</p>	ご意見として承ります。	E
220	<p>いじめ自死問題について県に調査を依頼して、まだ結果が出ていないのに、取手市はなぜ早急に条例を出そうとするのか？この時点で適切な条例がつけられるのか疑問です。</p>	ご意見として承ります。	E
221	<p>この度の条例にあたり、市民からの意見を反映させようとする取り組みはすてきなことだと思い、重い筆を取ることにしました。</p> <p>中学生が死を選ぶという心境はどんなものだったのでしょうか。私は理由も良く知りませんが、考えるだけでも胸がしめつけられます。二度とあってはいけないと思う気持ちは、教育長、市長と一緒にのどと思います。条例を作りたくなる気持ちもわかります。でも、その前にすることがあるのではないかと考えます。いじめに合っていた時、そして自らの命をたった後、かかわっていた大人がどれだけそのお子さんに寄り添っていたのでしょうか。</p> <p>「いじめはなかった」とする市の見解はあつけなく、一夜にして「いじめはあった」に変わったテレビでの放映は、なにを物語っているのでしょうか。教師は、校長は、教育長は、市長は、どうして苦しんでいる子の立場に立てなかったのでしょうか。そこを個々人の弱さも含めて、とことん究明せずに、形だけの条例を作っただけではいけないと思うのです。条例を作るのは安易すぎます。いじめは悪いとだれもがわかっています。教師も親も日々努力してきたことだと思えます。でも起きたのです。現場の声を教育長はまっ先に聞きに向き、子どもの立場に立って声を集めに歩いてほしいと思います。どのような環境に取手の学校を変えていったらよいか、真摯に考え、現場の教師を支える状況をそして悩む子、親を支える状況をどう作り出すか（どんな教師を増員すべきかとかクラスの人数をどうするか等も含めて）市長共々努力してほしいと切に思います。予算もつけて取手独自の学校環境の良さが生み出される中で「ひとりひとりが輝くことが出来る」「違いを認め合う」人権意識が教育に携わる大人に生まれるのだと思います。</p>	ご意見として承ります。	E
222	<p>取手のいじめ条例案を拝見させていただきました。文科省の法律と、比較対象しながら、考えさせていただきました。国の法律は、その打開策を模索し、よりよい方向を示していると思われまます。しかし・・・取</p>	ご意見として承ります。	E

	<p>手市のそれは、国の法律を付度、斟酌せず、国家に対する反逆的条例となっています。すなわち、文科省が外国のいじめ防止に関する研究成果、国内いじめ事件についての研究成果を踏まえて、いじめ防止法を作成している筈です。そのような成果を無にする、取手市のいじめ防止条例は、国民全体の請託に対する裏切りであり、取手市民、生徒、教師に対するいじめになっている、としか言いようが無い。いじめ防止条例自体が一つのいじめ、加害者である。この様な現実を理解する人は何人いるのか？</p> <p>さて、文科省の成果では、</p> <p>教師集団と教育委員会の集団だけでは、いじめ防止と対応が出来ない。</p> <p>それゆえ、此の外に、いじめ対策連絡議会なる組織を新たに設立して対応、研究する。教師、教育委員会だけではいじめ対策が出来ない。この様な認識の上に、いじめ防止法が、作成されていることが読み取れます。以上のような事情に鑑み、次の事をご提案申し上げます。</p> <p>この様な条例が、可決成立しては、国民、市民、民主主義、主権在民への裏切り、犯罪行為である。其のことを踏まえて、条例案を根本から見直す。</p> <p>そのために、議会への上程を、一時先延ばしする。</p> <p>よりまともな条例案作成のため次の事を行う。</p> <p>既に条例作成を完了している市町村より、条例を取り寄せ、比較検討する。</p> <p>そして、いじめ条例作成のため、父兄代表、市民 などを加え、要するに教育専門家ではない人を加えて、条例作成の議論をする。</p> <p>なぜならば、教育専門家は、いじめ問題には、無力な側面があるから。</p> <p>たとえば、優れた数学教師を考えてみよう。彼は、複素数関数微分方程式など高度の数学的見地から、わかりやすい教え方により、生徒、父兄から尊敬を集めている。しかし、いじめ問題には無知無能だ。彼、彼女は、近代理性、デカルト的思惟者として、優れているのであり、いじめ問題のような生命的自然への知恵者ではないからだ。現代日本人は、この現実が、まだわからない。此の認識にこそ、実は、巨万の富が、覆蔵されている。それを金銭的に実現したのが、ジョウジ ソロスだ。取手市民は、人間性の分野で、少々の富を得ようと勤めるのは悪いことではない。ジョウジソロスの再帰性理論は、この様な事を教えている。私を含めて、彼の十全なる理解者は未だ今の日本には居ない。近代的理性の限界について我われは未だ知識を得ていない。</p> <p>この様に、いじめ対策の知恵は、教師、教育委員会の外側の人々にこそ可能である。その様な人々を、いじめ対策条例案作成に招待、参加してもらい開かれた世界が、その対策には有効であろう。</p> <p>取手市で起こってしまった、いじめに起因する女子中学生自殺事件の調査結果、その中間報告などを斟酌して 其の対策を考えるのが 故人、その関係者に対する自然な礼儀であろう。人間関係の閉鎖性が、いじめの根源をもつこと。其の事を具体的に事件を追い求めてみよう。取手で起こってしまったいじめによる自殺。九州佐世保で起きた母親が教育委員長、父親が弁護士、そのむすめが友人をいじめ殺してしまった事件。それと、比較的最近起こった事件（女教師？）が、指導と称し、生徒を虐待し自殺させてしまった事件等を追想しましょう。</p> <p>取手事件 数人がかりで一人の中学女子生徒をいじめて、自殺に追いやってしまった。教師、学校はなんら有効ないじめ防止対応が出来なかった。その後、教師、学校、教育委員会は、組織ぐるみでいじめはなかったとして偽装し、その旨の報告書を作成した。現在、県が再調査をしている。その結果を待っていじめ対策条例を作成することになっている。私の多少の誤認があるやもしれないが、このように理解している。</p> <p>佐世保事件 母親が、東大文学部卒の教育委員長。父親は、弁護士。そのむすめは、何らかの仕方で、魂を両親により殺されながら育てられた。此処で申しあげる、魂とは、神秘主義的なものではなく、マルチン ハイデガーの教え。人間的自己があらゆるもの及び自己自身への関わる仕方及びその根拠を魂と云う。いわゆる実存主義的名付けと言えよう。その様な関係性と其の根拠が、両親により破壊された。（現代心理学は、これを、それなりに教えているであります。）この自己に加えられた暴力に対する復讐の殺人は、まず第一原因である母親に向けられていた。それはさすがに果たせなかった。次に復讐的殺人への意志は、次なる原因である父親に向かった。これも、寝込みを、金属バットで殴り、襲った。しかし、何か躊躇する気持ちがあり殺せなかった。この後、精神科医は、父親に対し娘は、必ず人を殺す。精神病院に入院させる様 弁護士である父親に進言したらしい。弁護士としての体面を重んじる父親はそれを拒否した。そして、娘の殺人への意思が、直接には無関係の友人に向かい殺してしまった。父親も自らの責務に目覚め、自殺した。悲劇的事件。</p> <p>教師による生徒へのいじめ事件 優秀な一人の生徒にだけ生徒指導が、女の先生により集中し、公平であるべき立場の教師の責務の越脱によりいじめた。その生徒を自殺に追いやった。これらの事件に共通しているのは、狭い世界への閉鎖性と思われる。取手市の場合は、教師、学校、教育委員会、此の狭い世界への閉鎖。佐世保事件は、家族世界への閉鎖。教師による生徒いじめ事件は、教師と生徒間への閉鎖性。この人間的自己の閉鎖性について、現代日本人は、考えられない。まともなあらゆる宗教は、この閉鎖性は、悪魔的であり、極端な形では、ローマ皇帝ネロの様な大量殺人者になる、と教えるのであろう。そして、自己の閉鎖性からの快癒を説く。親らん聖人の教え。自力作善の克服と阿弥陀。自己へと閉鎖された人間には知恵は無いとの教え。阿弥陀との関係性の過程で、知恵が所与される。多分、その様な教えるのであろう。阿弥陀なるものを、私は、全く知らないが。セーレン キルケゴールも、自己へと閉ざされた人間の悪魔性、絶望、退屈、無意味さを説いている。そして、そこからの快癒を、くり返しくり返し説いている。文部省のいじめ法を見ると、その全ての行間は、閉ざされた人間性、人間関係性を、克服することを、説いている。これは、キリスト教の歴史を通過してきた、欧米人の研究成果を、踏まえ、その前提の上に云っているのであろうと、推測されます。文部省の方は、現代的研究と歴史に裏打ちされている。それを否定する、取手市の いじめ条例案は、歴史と伝統、近代の研究成果への反逆であり 悪魔的である。何らかの、ネロ的殺人が誘発されても、おかしくない。以上の事を踏まえて、取手市いじめ条例は、次の事を実現して行く事を、御提案申し上げたい。</p>	
223	<p>初めに、いじめをなくすための行動を始動されたことに感謝いたします。また、県の調査報告がまだ届いていないとお聞きしていますので、その後にもしっかり検討されることを望みます。条例案を拝読した感想、質問を送らせていただきます。前文に「いじめは常に起こり得るものであるという現実を見つめ、…」とありました。同感です。何故いじめが起こるのか。貧困や格差に起因している背景があるのか。掘り下げて探ることが必要だと思います。第5条については、先生方の余裕(心、時間)が無いと難しいかもしれません。そのような事を言っている事態ではありませんが…。最近休み時間に校庭に立って子供たちを見守る(観察する)先生が見受けられません。わたしの子供が小学生の頃は先生方も子供たちに混ざって遊んでくれていたように思います。基本理念にある「市全体でいじめの防止等に取り組む」にはもちろん大賛同しますが、「なければならぬ」との言い回しに少し違和感を感じました(子どもの責務)。教育委員会は非難の矢面に立つ場合もあり、その他にも沢山の懸案事項が有る事は想像できますが、どうぞよろしく願いいたします。未来を担う子供たちには、学習と共に心を育てる学校で有ってほしいし、地域であってほしいと願っています。そして、『取手市で育ったことが誇り』取手っ子がそう思えるよう、私も出来る事をしようと思っています。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
224	<p>取手市と取手市教育委員会は、3月議会にいわゆる「いじめ防止条例案」を提出し、これを制定する準備をしているようですが、「取手みんなでいじめをなくすための条例」(案)の中味を読んでみて、威嚇的な感じを受けたと同時に、このような条例が、いじめをなくす役に立つのだろうか、はなはだ疑問を持ちました。</p> <p>まず、納得できないのは、前文にある「取手市はこれまでの深い反省の上に立ち、…」の部分です。いったいどんな反省をしたのですか。深い反省の中味を知りたいです。いとも簡単に深い反省といえるのですか。地球より重いという人の命の尊厳を、当事者と同じ思いで考えた結果の反省でしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

	<p>我が身の保身ばかりを考えて対処している「取手市教育委員会および取手市長は信頼できない」と亡くなった生徒のご両親から不信感を持たれ、県教育委員会に再調査、解明を依頼したご両親の判断は当然です。その県教育委員会の調査はまだ始まったばかりなのに、この件の真相と原因などが解明されていないこの時期に、どうして条例案を作ることができるのですか。その調査の内容に学ぶことはないと考えているのですか。そんなことでは、深い反省などといえるものではないと思います。この事件の真相や原因を検討し、もう一度、反省し直して、その内容を公表してください。</p>	
225	<p>この条例を審議する議会も問題です。私は今までに何度も議会や委員会を傍聴していますが、大部分の議員さんは、審議中は一度も発言せず、自分の考えを表明することなしに、採決の時だけ賛否をボタンで表明します。まず、議員である前に、人間として自ら、自分の考えを表明してほしいです。ましてや、この条例案は「命」の尊厳に関わるいじめに関する重大な内容ですから。これまでと同じでは、残念ながら議会の審議に期待することはできそうにありません。</p>	<p>※市議会へのご意見のため、市としての考え方は、控えさせていただきます。</p>

E